

## 昭和二十二年運輸省令第二十三号

船員法施行規則

船員法施行規則を次のように改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 船長の職務及び権限（第二条の二）

第三章 雇入契約の成立等の届出等（第十六条）

第四章 船員手帳（第二十七条の二・第三十九条）

第五章 給料その他の報酬（第三十九条の二）

第六章 労働時間、休日及び定員（第四十二条の二・第四十八条の四）

第七章 有給休暇（第四十九条・第四十九条の三）

第八章 食料及び衛生（第五十条・第五十七条）

第九章 年少船員（第五十七条の二・第五十八条）

第十章 災害補償（第五十九条・第六十八条）

第十一章 就業規則（第六十九条・第七十条）

第十二章 監督（第七十一条・第七十四条）

第十三章 雜則（第七十五条・第七十九条）

附則（第七十七条の十六）

第一章 総則（適用船舶の範囲）

第一条 船員法（以下「法」という。）第一条第

一項の国土交通省令で定める船舶は、日本船舶

以外の次の各号に掲げる船舶とする。

一 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第

一条第三号及び第四号に掲げる法人以外の日

本法人が所有する船舶

二 日本船舶を所有することができる者及び前

号に掲げる者が借り入れ、又は国内の港から

外国の港まで回航を請け負つた船舶

三 日本政府が乗組員の配乗を行なつてゐる

船舶

四 国内各港間のみを航海する船舶

（適用除外小型船舶）

第一条の二 法第一条第二項第四号の国土交通省

令の定めるものは、スポーツ又はレクリエーション

ヨンの用に供するヨット又はモーターボートとする。（職員の範囲）

（発航前の検査） 第二章 船長の職務及び権限

（発航前の検査） 第二条の二 船長は、法第八条の規定により、発航前に次に掲げる事項を検査しなければならない。ただし、当該発航の前十二時間以内に第一号に掲げる事項について発航前の検査をしたときは、当該事項について発航前の検査をしたとき並びに当該発航の前二十四時間以内に第一号（操舵設備に係る事項を除く。）、第四号及び第五号に掲げる事項について発航前の検査をしたときは、当該事項については、検査を行わないことができる。

（異常気象等の通報） 第三条の二 法第十四条の二の国土交通省令の定める船舶は、無線電信又は無線電話の設備を有する船舶とする。

（異常気象等の通報） 第三条の二 法第十四条の二の規定による通報は、電波法（昭和二十五年法律第百三十号）第五十二条第三項に定める安全通信により行なわなければならない。

（異常配置表） 第三条の三 法第十四条の三第一項の国土交通省令の定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

（異常配置表） 第三条の三 法第十四条の三第一項の規定による報告を行なつたときは、海上保安庁に対する通報は、要しない。

（異常配置表） 第三条の三 法第十四条の三第一項の規定による報告を行なつたときは、海上保安庁に對する通報は、要しない。

二 遭難船舶の船長又は遭難航空機の機長が、遭難信号に応答した船舶中適当と認める船舶に救助を求める場合において、当該救助を求められた船舶のすべてが救助に赴いていることを知ったとき。

三 やむを得ない事由で救助に赴くことができないとき、又は特殊の事情によつて救助に赴くことが適當でないか若しくは必要でないと認められるとき。

前項第三号の場合においては、その旨を附近にある船舶に通報し、かつ、他の船舶が救助に赴いていることが明らかでないときは、遭難船舶の位置その他救助のために必要な事項を海上保安機関又は救難機関（日本近海にあつては、海上保安庁）に通報しなければならない。

（異常気象等の通報） 第三条の二 法第十四条の二の国土交通省令の定める船舶は、無線電信又は無線電話の設備を有する船舶とされる。

（異常配置表） 第三条の三 法第十四条の三第一項の規定による報告を行なつたときは、海上保安庁に對する通報は、要しない。

四 専ら沿海区域において從業する漁船以外の  
漁船

非常配置表には、次に掲げる非常の場合における作業について海員の配置を定めなければならない。

一 水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するため必要な閉鎖装置の閉鎖、排水その他の防水作業及び旅客船にあつては、復原性計算機の利用、損傷制御用クロス連結管の操作その他の損傷時における船舶の復原性を確保するため必要な作業

二 防火戸の閉鎖、通風の遮断、消火設備の操作その他の消火作業

三 食料、航海用具その他の物品の救命艇、端艇及び救命いかだ（以下「救命艇等」といふ。）並びに救助艇への積込み、救命艇等及び救助艇の降下並びに救命艇等及び救助艇の操縦

四 救命索発射器、救命浮環その他の救命設備の操作

五 旅客の招集及び誘導、旅客の救命胴衣の着用の確認その他旅客の安全を確保するための作業

六 船倉、タンクその他の密閉された区画（次条において「密閉区画」という。）における救助作業

前項の規定により定める海員の配置は、次に掲げる海員の配置を含むものでなければならぬ。

一 前項第一号、第二号及び第六号に掲げる作業の現場における指揮者及びその代行者

二 救命艇等及び救助艇ごとの指揮者及び副指揮者（端艇、救命いかだ、救助艇及び沿海区域又は平水区域を航行区域とする旅客船に搭載する救命艇にあつては、指揮者）

三 内燃機関、無線設備又は探照灯を有する救命艇等及び救助艇にあつては、当該救命艇等の許可を受けて救命艇手の員数を減じた場合における当該減じた員数に等しい数の救命艇等については、この限りでない。

二 非常の場合において旅客を招集するための信号

三 前号の信号が出された場合に海員及び旅客がとるべき措置

四 船体放棄の命令を表す信号

五 非常の場合において旅客の乗り込むべき救命艇等

六 非常の場合において救命艇等及び救助艇に積み込むべき物品の名称及び数量

七 救命設備及び消防設備の点検及び整備を担当する職員

前項第二号の信号は、汽笛又はサイレンによる連続した七回以上の短声とこれに続く一回の長声としなければならない。

国内各港間のみを航海する旅客船以外の旅客船の非常配置表の様式は、当該船舶の運航管理の事務を行なう事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）の承認を受けたものでなければならぬ。

（操練）

第三条の四 前条第一項各号に掲げる船舶における法第十四条の三第二項の非常の場合のために必要な海員に対する操練は、非常配置表に定めることにより海員をその配置につかせるほか、次に掲げるところにより実施しなければならない。

一 防火操練 防火戸の閉鎖、通風の遮断及び消防設備の操作を行うこと。

二 救命艇等操練 救命艇等の振出し又は降下及びその附属品の確認、救命艇の内燃機関の始動及び操作並びに救命艇の進水及び操船を行ひ、かつ、進水装置用の照明装置を使用すること。

三 救助艇操練 救助艇の進水及び操船並びにその附属品の確認を行うこと。

四 防水操練 水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するために必要な閉鎖装置の操作を行うこと。

五 非常操舵操練 操舵機室からの操舵設備の直接の制御、船橋と操舵機室との連絡その他操舵設備の非常の場合における操舵を行うこと。

六 密閉区画における救助操練 保護具、船内通信装置及び救助器具を使用し、並びに救急措置の指導を行うこと。

八 特定高速船における船舶の復原性を確保するため必要な作業を行うこと。	
防水操練	防火操練
前項の船舶のうち、旅客船（国内各港間のみを航海する旅客船及び特定高速船を除く。）においては少なくとも毎週一回、旅客船である特定高速船においては一週間を超えない間隔で、旅客船以外の船舶である特定高速船においては一月を超えない間隔で、これら以外の船舶においては少なくとも毎月一回、海員に対する操練（膨脹式救命いかだの振出し及び降下並びにその附属品の確認、救命艇の進水及び操船、救助艇操練、非常操舵操練、密閉区画における救助操練並びに損傷制御操練を除く。第六項において同じ。）を実施しなければならない。	火災探知装置、船内通信装置及び警報装置の操作並びに旅客の避難の誘導を行うこと。 非常照明装置及び救命艇等に附属する救命設備の操作並びに海上における生存方法の指導を行うこと。
海員に対する操練のうち、膨脹式救命いかだの振出し又は降下及びその附属品の確認は、少なくとも一年に一回（乙区域又は甲区域（船舶の職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）別表第一の配乗表の適用に関する通則12又は13の乙区域又は甲区域をいう。）において従業する国際総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項に規定する国際総トン数をいう。以下同じ。）五百トン以上の漁船以外の漁船においては、少なくとも二年に一回）実施しなければならない。	ビルジ排水装置の操作及び旅客の避難の誘導を行うこと。

(第六項において「外洋大型漁船」という。)以外の漁船(以下この項及び第七項並びに第三条の九第二項第二号及び第三号において「国内航海船等」)においては、少なくとも一年に一回、救助艇操練及び非常操舵操練は少なくとも三月に一回(国内航海船等の救助艇操練にあつては、少なくとも一年に一回)、損傷制御操練は少なくとも三月に一回、それぞれ実施しなければならない。

海員に対する操練のうち、密閉区画における救助操練は、少なくとも二月に一回実施しなければならない。

第一項の船舶のうち、漁船以外の船舶(国内各港間のみを航海する旅客船を除く。)及び外洋大型漁船においては、発航の直前に行われた海員に対する操練に海員の四分の一以上が参加していなければ、発航後二十四時間以内にこれを実施しなければならない。

第一項の船舶のうち国内航海船等以外の船舶(国内各港間のみを航海する特定高速船を除く。)であつて、出港後二十四時間を超えて船内にいることが予定される旅客が乗船するものにおいては、当該旅客に対する避難のための操練を当該旅客の乗船後最初の出港の前又は当該出港の後直ちに実施しなければならない。ただし、荒天その他の事由により実施することが著しく困難である場合は、この限りでない。

第一項の船舶以外の船舶においては、海員に対する操練のうち、第一項第五号に掲げる操練は少なくとも三月に一回、同項第六号に掲げる操練は少なくとも二月に一回、それぞれ実施しなければならない。

(航海当直の実施)

**第三条の五** 次に掲げる船舶以外の船舶の船長は、航海当直の編成及び航海当直を担当する者がとるべき措置について国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、適切に航海当直を実施するための措置をとらなければならない。

一 平水区域を航行区域とする船舶

二 専ら平水区域又は船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令第二号の漁船の範囲を定める省令(令和二年国土交通省令第十九十五号)別表の海域

船長は、航海当直をすべき職務を有する者に対し、酒気帯びの有無について確認を行うとともに、当該者が酒気を帶びていることを確認し

た場合には、当該者に航海直を実施させはならない。

**第三条の六** 第三条の三第一項第一号に掲げる船舶の船長は、船舶の火災の予防のための巡視制度を設けなければならない。

前項に定めるもののほか、同項の船舶のうち船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第二条第四項のロールオン・ロールオフ旅客船の船長は、船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十七号の二のロールオフ・ロールオフ貨物区域若しくは同条第十八号の車両区域における貨物の移動又は当該区域への関係者以外の者の立入りを監視するための巡視制度を設けなければならない。ただし、当該区域について船舶設備規程第二百四十六条の四十第一項の規定による監視装置を備えている場合又は同項ただし書の規定により当該監視装置を備えることを要しないこととされている場合は、この限りでない。

**第三条の七** 船長は、次に掲げるところにより、船舶の水密を保持するとともに、海員がこれを遵守するよう監督しなければならない。

一 甲板間ににおける貨物倉を区画する水密隔壁を取り付けた水密戸及び甲板間ににおける貨物倉を区画する甲板に取り付けたランプは、航行前に水密に閉じ、航行中は、これを開放しないこと。

二 機関室内の水密隔壁にある取外しの可能な板戸は、発航前に水密を保つよう取り付け、航行中は、緊急の必要がある場合を除き、これを取り外さないこと。

三 船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第十九号）第五十条第一項の工事用の出入口に設ける水密すべり戸は、発航前に水密に閉じ、航行中は、緊急の必要がある場合を除き、これを取り外さないこと。

四 船舶区画規程第二百二条の十一第一項第一号の水密戸及び昇降口の水密閉鎖装置は、発航前に水密に閉じ、これを開放しないこと。

五 船舶区画規程第五十四条の水密すべり戸は、航行中は、旅客の通行その他船舶の運航のため必要がある場合を除き、これを開放しないこと。

六 船舶区画規程第五十五条の水密すべり戸は、航行中は、直ちに閉じ得るよう準備しておくこと。

六 前五号以外の水密隔壁に取り付けた水密戸及び漁船の最上層の全通甲板下の船側の開口及び窓を除き、これを開放しないこと。作業又は

航行中は、作業又は通行のため必要がある場合を除き、これを開放しないこと。作業又は

前後の他の開くことを防止するための装置（以下「錠前等」という。）を付すべきものに

あつては、施錠し、航行中は、これを開放しないこと。

八 船舶区画規程第五十八条第二項の舷窓の下縁が発航前の喫水線の上方一・四メートル（満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）別表第一の熱帯域又は熱帶季節期間における季節熱帯区域に船舶があるときは、一・一メートル）に船舶の幅の千分の二十五を加えた距離に最低点を有する隔壁甲板より下方にあるもの（第七号及び前号の舷窓を除く。）は、発航前に水密に閉じ、かつ、施錠し、航行中は、これを開放しないこと。

九 外板の開口で垂直方向の損傷範囲を制限する甲板より下方にあるもの（第七号及び前号の舷窓を除く。）は、発航前に水密に閉じ、かつ、錠前等を付すべきものにあっては、施錠し、航行中は、当該開口の開放が船舶の安全性を損なう状況にない場合であつて、船舶の運航のため必要があるときを除き、これを開放しないこと。

十 載貨扉は、発航前に水密に閉じ、かつ、安全部を作動させ、航行中は、これを開放しないこと（次に掲げる場合を除く。）。

イ 船舶が離着岸する場合であつて、当該載貨扉が船舶の接岸中操作するに適しない構造のものであるために、当該載貨扉を開放する必要があるとき。

ロ 船舶が安全に錨泊し、かつ、当該載貨扉の開放が船舶の安全性を損なう状況にならざり、下方にあるものは、発航前に水密に閉じ、航行中は、これを開放しないこと。

十二 灰棄て筒、ちり棄て筒等の船内の開口及び隔壁甲板より下方にあるものは、使用した後であつて、船内の閉鎖された場所に通じるもの（舷窓を除く。）は、発航前に水密に閉じ、直ちにそのふた及び自動不還弁を確実に閉じること。

当該各号に定める規定は、適用しない。

一 船舶区画規程第二編の適用を受ける船舶（第三号において「特定旅客船」という。）以外の船舶（前項第三号、第五号及び第十号及び第十二号）

二 船舶区画規程第三編、第四編又は第五編の適用を受ける船舶（次号において「特定貨物船等」という。）以外の船舶（前項第四号及び第十二号）

三 特定旅客船又は特定貨物船等である船舶以外の船舶（前項第八号、第九号、第十一号及び第十二号）

二 船舶区画規程第三編、第四編又は第五編の適用を受ける船舶（次号において「特定貨物船等」という。）以外の船舶（前項第四号及び第十二号）

一 船舶区画規程第二編の適用を受ける船舶（第三号において「特定旅客船」という。）以外の船舶（前項第三号、第五号及び第十号及び第十二号）

二 船舶区画規程第三編、第四編又は第五編の適用を受ける船舶（次号において「特定貨物船等」という。）以外の船舶（前項第四号及び第十二号）

四 第三条の三第五項第一号の信号を発する装置を使用することにより点検すること。（旅客に対する避難の要領等の周知）

（旅客に対する避難の要領等の周知）

船長は、避難の要領並びに救命胴衣の格納場所及び着用方法について、旅客の見やすい場所に掲示するほか、旅客に対して周知徹底を図るため必要な措置を講じなければならない。

（船上教育）

第三条の十一 第三条の三第一項各号に掲げる船舶の船長は、海員が当該船舶に乗り組んでから二週間以内に当該船舶の救命設備及び消火設備の使用方法に関する教育を少なくとも毎月一回（国内各港間のみを航海する旅客船以外の旅客船においては、少なくとも毎週一回）施さなければならぬ。

前項の船舶の船長は、海員に対し、当該船舶の救命設備及び消火設備の使用方法並びに海上における生存方法に関する教育を少なくとも毎月一回（国内各港間のみを航海する旅客船以外の旅客船においては、少なくとも毎週一回）施さなければならぬ。

前項の教育のうち救命設備及び消火設備の使用方法に関する教育は、二月以内ごと（旅客船における特定高速船にあつては、一月以内ごと）に当該船舶のすべての救命設備及び消火設備について施されなければならない。

第一項の船舶の船長は、海員に対し、法第十四条の三に規定する非常配置表により割り当てられた消火作業に関する教育を施さなければならぬ。

前各項に掲げるほか、第一項の船舶の船長は、海員に対し、当該船舶の火災に対する安全を確保するための教育を施さなければならぬ。

前各項に掲げるほか、第一項の船舶の船長は、海員が当該船舶に乗り組んでから二週間以内に当該船舶の救命設備及び消火設備の使用方法に関する訓練を実施しなければならない。

前項の船舶の船長は、海員に対し、進水装置を始め及び前後操舵を行うことにより点検すること。

二 救命艇等及び救助艇（国内航海船等に備え付けられているものを除く。）の内燃機関始動及び前進操作を行うことにより点検すること。

三 旅客船及び漁船以外の船舶（国内航海船等を除く。）に備え付けられている救命艇（船尾からつり索を用いることなく進水するものを除く。）及びその進水装置（当該救命艇を格納位置から移動することにより点検すること）。

四 第一条の船の船長は、海員に対し、法第十三条の三に規定する非常配置表により割り当てられた消火作業に関する訓練を定期的に実施しなければならない。



第一項の規定による変更登録を受けた後に、前項第二号に掲げる証明書を備え置くため航行する船舶

**第十一条** 海員名簿の様式は、第一号書式とする。

船長は、船員の雇入契約の成立等があつたときは、遅滞なく、船員の氏名、船内における職務、雇入期間その他の船員の勤務に関する事項を海員名簿に記載しなければならない。ただし、法第三十九条の規定により雇入契約が終了した場合において、海員名簿が滅失し、又は毀損したときは、この限りでない。

船長は、海員名簿が滅失し、又は毀損したときは、前項ただし書の場合を除き、遅滞なく、海員名簿を作成しなければならない。

第二十二条第一項の一括届出の許可に係る船舶にあつては、海員名簿は、主たる船員の労務管理の事務を行なう事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（当該事務所が本邦外にあるときは、関東運輸局長（船舶貸借の場合であつては、当該船舶の所有者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地。以下この項において「住所地等」という。）が本邦内にあるときは、住所地等が二以上ある場合であつて、これらが二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該住所地等を管轄する地方運輸局長。以下「所轄地方運輸局長」という。）が指定した場所に備え置かなければならぬ。

海員名簿は、船員の死亡又は雇入契約の終了の日から五年を経過する日まで、なお船内又は前項の場所に備え置かなければならない。ただし、船舶を譲渡したときその他のやむを得ない事由があるときは、主たる船員の労務管理の事務を行なう事務所に備え置くことができる。

（航海日誌）

第二十二条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第二十三条第一項の規定により遭難船舶等を救助しなかつたとき。

第二十四条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第二十五条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第二十六条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第二十七条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第二十八条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第二十九条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第三十条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第三十一条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第三十二条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第三十三条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第三十四条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第三十五条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第三十六条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第三十七条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第三十八条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第三十九条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第四十条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第四十一条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第四十二条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第四十三条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

第四十四条第一項の規定により操舵設備について検査を行つたとき。

三 法第十四条の三第二項の規定による操練を行ひ、又は行うことができるなかつたとき。  
四 第三条の七第一項第一号から第十一号までの規定により水密を保持すべき水密戸等を開放し、若しくは閉じ、又は第三条の八の規定により点検したとき。  
五 第三条の九の規定により救命設備の点検整備を行つたとき。

六 第三条の十二の規定により訓練を行つたとき。

七 第三条の十六ただし書の規定により船舶自動識別装置を作動させておかなかつたとき。

八 第三条の十七ただし書の規定により船舶長距離識別追跡装置を作動させておかなかつたとき。

九 法第十五条から第十七条まで又は法第二十二条から第二十九条までの規定により処置したとき。

十 法第十九条各号のいずれかに該当したとき。

十一 法第二十条又は商法（明治三十二年法律第四十八号）第七百七条の規定により船長以外の者が船長の職務を行つたとき。

十二 船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）第四十五条第二項の規定により自吸式呼吸具、送気式呼吸具及び空気圧縮機の点検を行つたとき。

十三 船員労働安全衛生規則第七十七条第二項第八号の規定により検知を行つたとき。

十四 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第一百九十八条第三項の規定により貨物タンクの圧力逃し弁の設定圧力の変更を行つたとき。

十五 危険物船舶運送及び貯蔵規則第三百八十一条の五の規定により燃料タンクの圧力逃し弁と当該タンクとの間の空気管の流路の遮断を行つたとき。

十六 船内において出生又は死産があつたと同書式中出生、死亡及び死産に関する第六表から第八表までは備えることを要しない。

十七 海員その他船内にある者による犯罪があつたとき。

十八 労働関係に関する争議行為があつたときは、第一種の従業制限を有する漁船においては、その概要を第五表に記載しなければならない。

十九 国際航海に従事する船舶において事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第十条

の三第一項に規定する船舶発生廃棄物を行う。）の排出を行つたとき（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十二条の二の四十三ただし書の場合を除く。）。

二十 国際航海に従事する船舶（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十二条の五の二第一項ただし書の船舶を除く。）が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第十二条の十七の二第一項ただし書の船舶（船舶を除く。）に掲げる海域に入域し、若しくは当該海域から出域するとき又は当該海域において原動機を始動し、若しくは停止するとき。

二十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十一第一項の規定により、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十一第一項の規定により航行日誌を提示する場合に、若しくは停止するとき。

二十二 國際航海に従事する船舶が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一の五に掲げる南極海域又は北極海域に入域し、若しくは当該海域から出域するとき又は当該海域において海水の密度が変化するとき。

二十三 航海日誌は、外國語によつて作成することができる。

二十四 航海日誌は、最後の記載をした日から三年を経過する日まで、なお船内に備え置かなければならぬ。

二十五 削除（積荷に関する書類）

（雇入契約の締結前の説明事項）

二十六 条款（法第三十二条第一項第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 乗組り組むべき船舶の名称、総トン数、用途（漁船にあつては、従事する漁業の種類を含む。）及び就航航路又は操業海域に関する事項）

二 乗用の期間

三 職務に関する事項

四 給料その他の報酬の決定方法及び支払いに関する事項

五 報酬が歩合によつて支払われる場合の法第五十八条第一項の一定額及び同条第三項の額（漁船にあつては、乗組り組むべき船舶の名称、総トン数、用途（漁業の種類を含む。）及び就航航路又は操業海域に関する事項）

六 基準労働時間、労働時間、休息時間、休日及び休暇に関する事項並びに交代乗船制等特殊の乗船制となる場合における当該乗船制に関する事項

七 災害補償に関する事項

法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を行なう市町村長（以下「指定市町村長」という。）の事務所をいう。以下同じ。）並びに法第四条の規定に基づき国土交通大臣の事務を行なう市町村長（以下「指定市町村長」という。）の事務所をいう。以下同じ。）において、地方運輸局長又は指定市町村長（以下「地方運輸局長等」という。）に対し第四号書式による報告書三通を提出し、かつ、航海日誌を提示しなければならない。ただし、滅失したとき又は該当海域において原動機を始動し、若しくは停止するとき。

二十一 國際航海に従事する船舶（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十二条の二の五の二第一項ただし書の船舶を除く。）に掲げる海域に入域し、若しくは当該海域から出域するとき又は当該海域において原動機を始動し、若しくは停止するとき。

二十二 國際航海に従事する船舶（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十二条の五の二第一項ただし書の船舶を除く。）に掲げる海域に入域し、若しくは当該海域から出域するとき又は当該海域において原動機を始動し、若しくは停止するとき。

二十三 航海日誌は、外國語によつて作成することができる。

二十四 航海日誌は、最後の記載をした日から三年を経過する日まで、なお船内に備え置かなければならぬ。

二十五 削除（積荷に関する書類）

（雇入契約の締結前の説明事項）

二十六 条款（法第三十二条第一項第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 乗組り組むべき船舶の名称、総トン数、用途（漁船にあつては、従事する漁業の種類を含む。）及び就航航路又は操業海域に関する事項）

二 乗用の期間

三 職務に関する事項

四 給料その他の報酬の決定方法及び支払いに関する事項

五 報酬が歩合によつて支払われる場合の法第五十八条第一項の一定額及び同条第三項の額（漁船にあつては、乗組り組むべき船舶の名称、総トン数、用途（漁業の種類を含む。）及び就航航路又は操業海域に関する事項）

六 基準労働時間、労働時間、休息時間、休日及び休暇に関する事項並びに交代乗船制等特殊の乗船制となる場合における当該乗船制に関する事項

七 災害補償に関する事項

八 退職、解雇、休職及び制裁に関する事項	九 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条に規定する海賊行為による被害を受けた場合における措置に関する事項
十 送還に関する事項	十一 予備船員制度があるときは、その概要（外国において利用する募集受託者及び船員職業紹介事業者の基準）
十二 通帳、印鑑等船舶所有者の管理すべきもの範囲	法第三十二条の二第三号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。 （一千九百六十年の海上の労働に関する条約（次号において「条約」という。）の締約国である外國において船員の募集を行う募集受託者にあつては、当該外國の法令の規定により当該外國において免許又は登録その他これに類する処分を受けていること。）
十三 航船所有者が預金の受け入れである時蓄金の管理方法を含む。）	二条の規定は、法第三十二条の二第四号の国土交通省令で定める基準について準用する。この場合において、同項中「船員の募集」とあるのは、「船員職業紹介事業」と、「募集受託者」とあるのは、「船員職業紹介事業者」と読み替えるものとする。
十四 航船所有者が預金の受け入れである場合	（時蓄金の管理）
十五 船舶所有者は、法第三十四条第二項の規定による時蓄金の管理に関する協定を締結したときは、当該協定書及び第五号書式による届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。	船舶所有者は、法第三十二条の二第三号の国土交通省令において、同項中「船員の募集」とあるのは、「船員職業紹介事業」と、「募集受託者」とあるのは、「船員職業紹介事業者」と読み替えるものとする。
十六 航船所有者が預金の受け入れである場合	（時蓄金の管理）
十七 船舶所有者の範囲	（時蓄金の管理）
十八 預金者一人当たりの預金額の限度	（時蓄金の管理）
十九 通帳の発行その他時蓄金の受け入れを証する方法	（時蓄金の管理）
二十 収還の方法	（時蓄金の管理）
二十一 航船所有者が預金の受け入れでない場合	（時蓄金の管理）
二十二 受領書の発行その他航船所有者の利子の計算方法	（時蓄金の管理）

口 管理の方法（預入者の名儀、預入先の名称、預入れの種類及び利子又は配当金の管理方法を含む。）	（雇入契約の成立時の書面の交付等）
ハ 通帳、印鑑等船舶所有者の管理すべきものの範囲	（雇入契約の成立時の書面の交付等）
二 二回作成し、うち一通を船員に交付し、他の一通を船員の死亡又は雇入契約の終了の日から五年を経過する日までの間、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所に備え置かなければならぬ。	（雇入契約の成立時の書面の交付等）
三 五年前の規定は、雇入契約の内容（第十六条各号に掲げる事項に限る。）を変更したときについて準用する。この場合において、同項中「第三十六条第一項」とあるのは「第三十六条第二項」と読み替えるものとする。	（雇入契約の成立時の書面の交付等）
四 本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海に従事する船舶の船舶所有者は、法第三十六条第三項の規定により同条第一項及び第二項の書面の写しを船内に備え置く場合において、当該書面が英語以外の言語によって作成されているときは、英語による訳文を添付しなければならない。	（雇入契約の成立時の書面の交付等）

第五条の四 船舶所有者は、法第三十九条の規定により雇入契約が終了した場合において海員名簿が滅失し、又は毀損したときは、船舶所有者は、第六号書式による届出書二通を提出し、その一通をもつて海員名簿に代え、雇入契約の終了の届出をすることができる。	（雇入契約の成立等の届出）
第六条の四 船員は、次に掲げる教育機関における言語によって作成されているときは、英語による訳文を添付しなければならない。	（雇入契約の成立等の届出）
第七条の四 船員は、次に掲げる教育機関における言語によって作成されているときは、英語による訳文を添付しなければならない。	（雇入契約の成立等の届出）
第八条の四 船員は、次に掲げる教育機関における言語によって作成されているときは、英語による訳文を添付しなければならない。	（雇入契約の成立等の届出）
第九条の四 船員は、次に掲げる教育機関における言語によって作成されているときは、英語による訳文を添付しなければならない。	（雇入契約の成立等の届出）

第十一条 船員の乗組みを同一船舶所有者に属する船舶の態様が類似し、かつ、船員の労働条件が同等である二以上の船舶相互の間ににおいて規則の定めにより又はこれらの変更に伴い労働条件が変更された場合は、当該変更について雇入契約の変更の届出をすることを要しない。この場合において就業規則は、法第九十七条の規定により届出されたものでなければならない。	（括届出）
第十二条 船員の乗組みを同一船舶所有者に属する船舶の態様が類似し、かつ、船員の労働条件が同等である二以上の船舶相互の間ににおいて規則の定めにより又はこれらの変更に伴い労働条件が変更された必要がある場合において、船舶所有者が所轄地方運輸局長の一括届出の許可を受けたときは、当該許可に係る船舶に乗り組む船員の雇入契約は、これらの船舶のすべてについて存するものとして、当該雇入契約の成立等の届出をするものとする。	（括届出）
第十三条 船舶所有者は、前条の届出をしようとしたときは、船舶検査証書又はその写し及び船舶検査結果を提示して、雇入契約の成立等の届出をするものとする。	（括届出）
第十四条 第二項の協定により預金の受け入れである航船所有者は、前条の届出をしようとしたときは、船舶検査結果を提示して、雇入契約の成立等の届出をするものとする。	（括届出）
第十五条 第二項の協定により預金の受け入れである航船所有者は、前条の届出をしようとしたときは、船舶検査結果を提示して、雇入契約の成立等の届出をするものとする。	（括届出）

査手帳又はその写しを提示して第九号書式による申請書を提出しなければならない。

所轄地方運輸局長は、第一項の許可のために必要があるときは、航海の態様が類似していることを証する書類又は船員の労働条件が同等であることを証する書類の提示を求めることができる。

第一項の許可を受けた場合における雇入契約の成立等の届出は、所轄地方運輸局長が指定した地方運輸局等の事務所においてしなければならない。

第二十三条 船員の乗組みを同一船舶所有者に属する二以上の船舶相互の間において変更させる必要がある場合において、次の各号のいずれにも該当する船舶所有者が所轄地方運輸局長の一括届出の許可を受けたときは、当該許可に係る船舶に乗り組む船員の雇入契約は、これらの船舶の全てについて存するものとして、当該雇入契約の成立等の届出をするものとする。

一 労働協約又は就業規則に定められた労働条件に基づき、適切な船員の労務管理を遂行し得る体制を確立していること。

二 電子情報処理組織（地方運輸局の事務所の使用に係る電子計算機、入出力装置を含む。以下同じ。）と当該許可を受けようとする船舶所有者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

を使用する方法により、地方運輸局長が当該届出に係る船員の乗組みに関する事項を速やかに確認することができる措置を講じていること。

船舶所有者は、前項の許可を受けようとするときは、船舶検査証書又はその写し及び船舶検査手帳又はその写しを提示して第十号書式による申請書を提出しなければならない。

所轄地方運輸局長は、第一項の許可のため必要があるときは、報酬支払簿、法第六十七条第一項の記録簿その他の船員の労務管理に関する書類の提示を求めることができる。

第一項の許可を受けた場合における雇入契約の成立等の届出は、地方運輸局の事務所においてしなければならない。

（船長の就退職等の証明）

第二十四条 履入契約のない船長は、船長としての就職又は退職並びにその乗り組む船舶の名稱、総トン数、主機の出力、航行区域若しくは従業制限及び従業区域並びに用途又はこれらの

変更について船員手帳に地方運輸局長の証明を受けることができる。

前項の証明を申請しようとする雇入契約のない船長は、もよりの地方運輸局の事務所において次に掲げる書類を呈示して第十一号書式による申請書を提出しなければならない。

一 海員名簿

二 船員手帳

三 海技免許又は小型船舶操縦免許証（退職又は船舶の名称の変更について証明を申請する場合を除く。）

四 登録船籍証書、船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の提示を求めることができる。

地方運輸局長は、第一項の証明のため必要があるときは、漁船の従業する区域を証する書類、船舶国籍証書、船舶検査証書その他の船舶に関する事項を証する書類の提示を求めることが可能である。

（解雇制限の除外認定）

第二十五条 船舶所有者は、法第四十四条の二第二項の規定により認定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書二通を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

一 解雇しようとする船員の氏名、性別、職務

二 最終の雇入契約の成立の年月日及び雇入契約の終了の年月日

三 認定を受けようとする事由（解雇の予告）

第二十六条 船舶所有者は、法第四十四条の三第二項の規定により予告の日数を短縮しようとするときは、次に掲げる額の予告手当を支払わなければならぬ。

一 日によつて給料を定めるときは、その日額に、短縮しようとする日数を乗じた額

二 月によつて給料（法第五十八条第三項の雇入契約に定める額を含む。）を定めるときは、その月額を三十で除した額に、短縮しようとする日数を乗じた額

三 前二号以外の期間によつて給料を定めるときは、前二号に準じて算定した額

（船員手帳への記載）

第二十七条 第二十五条の規定は、船舶所有者が法第四十四条の三第三項の規定により認定を受けようとする場合について、準用する。

第四章 船員手帳

（船員手帳の交付）

第二十八条 船員となつた者は、滞在なく、最寄りの地方運輸局等の事務所（外国人にあつては、地方運輸局若しくは運輸監理部又はその運輸支局若しくは海事事務所のうち国土交通大臣が指定するもの。以下本章において同じ。）に提出して地方運輸局長等（外国人にあつては、地方運輸局長。以下本章において同じ。）に船員手帳の交付を申請しなければならない。ただし、日本国外において船員となつた者については、最初の航海においてその乗り組む船舶が国内の港に入港するときは、当該港に到着した後に申請すればよい。

船員として雇用されることを予約された者は、もよりの地方運輸局等の事務所に出頭して地方運輸局長等に船員手帳の交付を申請することができる。

（船員手帳の交付）

第二十九条 前条の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添付して第十二号書式による申請書を提出しなければならない。

一 船舶所有者の発行する船員としての雇用関係（雇用の予約を含む。）を証する書類

二 戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づく住民票の写しであつて、氏名、性別、本籍及び生年月日を証するもの

三 申請の日前六月以内に撮影した自己の写真（縦四・五センチ×メートル、横三・五センチメートルの単独、無帽、かつ、正面のもので台紙に貼らないもの）二葉

（船員手帳の交付）

第三十条 第二号の書類、第二項の領事官の証明書及び第三項の権限のある機関が発行した書類

（その写しを含むものとし、有効期限があるものを除く。）は、提出の日前一年以内に作成されたものでなければならない。

第一項第二号の書類、第二項の領事官の証明書及び第三項の権限のある機関が発行した書類

（その写しを含むものとし、有効期限があるものを除く。）は、提出の日前一年以内に作成されたものでなければならない。

指定期町村長に前条の申請をする場合において、その市町村に申請者の本籍地又は住所地が

脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する

特別永住者証明書（以下「特別永住者証明書」という。）又は旅券を提示しなければならない。

この場合において、旅券を提示するときは、氏名、性別、国籍及び生年月日を証する当該国の領事官の証明書を添付するものとする。

前条第三項第一号及び第二号に掲げる者（同項第一号に掲げる者については、外国人に限る。）にあつては、前項の規定にかかわらず、

前条第三項第三号に掲げる者にあつては、第

二項の規定により当該国領事官の証明書を添付しなければならない場合においても、当該証明書を添付することを要せず、かつ、在留カード、特別永住者証明書又は旅券を提示することを代えて、当該書類の写しを添付するものとする。

前条第三項第一号に掲げる者にあつては、当該書類であつて権限のある機関が発行したもの（その写しを含む。）を添付することができる。

前条第三項第三号に掲げる者にあつては、第

二項の規定により当該国領事官の証明書を添付しなければならない場合においても、当該証明書を添付することを要せず、かつ、在留カード、特別永住者証明書又は旅券を提示することを代えて、当該書類の写しを添付するものとする。













記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者が検査を行おうとする事業所の名称及び所在地

二 登録を受けようとする者が検査業務を開始しようとする年月日

三 登録を受けようとする者が検査業務を開始しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人については、これらに準ずるもの）

ロ 役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し（外国人にあっては、これに準ずるもの）及び履歴書

三 検査を行う者の氏名及び経歴を記載した書類

四 検査を行う者が法第百条の十二第二項第一号イからハまでに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを証する書類

五 登録を受けようとする者が、法第百条の十二第二項第二号イからハまで及び第三項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるものに足る書類

（登録検査機関登録簿の登録事項）

**第七十条の三** 法第百条の十二第四項第四号 法第百条の十三第二項において準用する場合を含む。の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録を受けた者が検査を行う事業所の名称

二 登録を受けた者が検査業務を開始しようとする年月日

（登録事項の変更の届出）

**第七十条の四** 登録検査機関は、法第百条の十五の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(検査業務規程の認可の申請)

- (検査業務規程の認可の申請)

**第七十条の五** 登録検査機関は、法第百条の十六第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に、当該認可に係る検査業務規程(変更に係る部分に限る)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録検査機関は、法第百条の十六第一項後段の規定による認可を受けようとするとときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該認可に係る検査業務規程(変更に係る部分に限る)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(検査業務規程の記載事項)

**第七十条の六** 法第百条の十六第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 検査の申請に関する事項

二 検査業務の実施方法に関する事項

三 検査を行つた船舶が法第百条の三第一項各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類の交付及び再交付並びに証印に関する事項

四 専任の管理責任者の選任その他の検査業務の信頼性を確保するための措置に関する事項

五 検査員の選任に関する事項

六 検査に関する料金及び旅費に関する事項

七 検査業務に関する秘密の保持に関する事項

八 検査業務に関する公正の確保に関する事項

九 その他検査業務の実施に関する必要な事項  
(検査員の選任の届出等)

**第七十条の七** 登録検査機関は、法第百条の十七第一項前段の規定による届出をしようとするときは、選任した検査員の氏名並びにその者が検査を行う事業所の名称及び所在地を記載した届出書に、その者の経歴を記載した書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、同項の者が法第百条の十二第二項第一号イからハまでに掲げる条件のいづれかに適合する知識経験を有する者であること及び法第百条の十七第三項に該当しない者であることとを信じさせるに足る書類を添付しなければならない。

3 登録検査機関は、法第百条の十七第一項後段の規定による届出をしようとするときは、その日から十五日以内に、その旨並びにその理由及

び年月日を国土交通大臣に届け出なければなら  
ない。

(在勤官署の所在地)



<p>職務)、機関長及び一等機関士又は運航士(五号職務)</p> <p>三 液化ガスタンカーの船長、一甲種危険物等航海士又は運航士(四号職務)、取扱責任者機関長及び一等機関士又は運航士(液化ガス)(五号職務)</p> <p>四 前三号に掲げる海員以外の海員であつて石油タンカー又は液体タンク車に積載される危険物又は有害物の取扱いに關し責任を有するもの</p>	<p>品)</p>
<p>五 第一号から第三号までに掲げる海員以外の海員であつて液化ガスタンカーに積載される危険物又は有害物の取扱いに關し責任を有するもの</p>	<p>責任者(液体化</p>
<p>六 船舶所有者は、前条第二項の液化天然ガス等の燃料船には、次の表の上欄に掲げる船長又は海員として、それぞれ同表下欄に掲げる危険物等の取扱責任者の資格の認定をした旨の証印を受けている者を乗り組ませなければならない。</p>	<p>化学薬品)又は乙種危険物等取扱責任者(石油・液体化</p>
<p>(五号職務)</p>	<p>(液化ガス)</p>
<p>七 前号に掲げる海員以外の甲種危険物等取扱機関長及び機関士又は運航士責任者(低引火点燃料)(五号職務)</p>	<p>等取扱責任者(低引火点燃料)</p>
<p>八 低引火点燃料船の船長、甲種危険物等取扱海員であつて低引火点燃料船責任者(低引火点の燃料として使用される危険燃料)又は乙種危険物又は有害物の取扱いに關し責任を有するもの</p>	<p>(危険物等取扱責任者の職務)</p>
<p>第七十七条の五 第七十七条の三第一項のタンカーレに乗り組む危険物等取扱責任者の職務は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる職務とする。</p>	<p>第一項の表第一号の液体貨物の積込み及び取卸しの上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表</p>

<b>第一項</b> <b>前条第二項の表第一号</b> <b>上欄に掲げる</b> <b>該該燃料に係る</b> <b>他の災害の発生時における</b> <b>応急措置の実施並びにこれら</b> <b>の業務に関する記録の作成</b>	<b>二 前条第一項の表第四号</b> <b>の液体貨物の積込み及び取卸しの</b> <b>上作業に関する現場における指揮監</b> <b>査に掲げる海監、当該貨物に係る保安の監督、</b> <b>船員として乗組り火災その他の災害の発生時における</b> <b>組む危険物等の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表</b> <b>下欄に掲げる職務とする。</b>	<b>二 前条第一項の表第一号</b> <b>上欄に掲げる当該作業の指揮監督、当該作業に</b> <b>関し必要な船外との通信連絡、当</b> <b>として乗組該燃料に係る保安の監督、火災そ</b> <b>の他の災害の発生時における応急</b> <b>措置の実施及びこれらの業務に関する記録の作成</b>	<b>二 前条第二項の表第二号</b> <b>上欄に掲げる危険物等取扱責任者の資格</b> <b>の区分ごとに、同表下欄に掲げる要件に適合す</b> <b>る者又は当該要件と同等の能力を有することを</b> <b>証する千九百七十八年の船員の訓練及び資格証</b> <b>明並びに当直の基準に関する国際条約（第七十</b> <b>七条の十一及び第七十八条の二の五において</b> <b>「条約」という。）の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する資格証明書（次項及び第七十七条の七第一項において「締約国危険物等取扱責任者資格証明書」という。）を受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものについて、法第百一十七条の三第二項の規定による認定を行う。</b>
<b>前項の認定を申請しようとする者は、船員手帳並びに認定を受けようとする資格に係る第九号表下欄に掲げる要件に適合することを証する</b>	<b>二 前条第一項の表第一号</b> <b>上欄に掲げる</b> <b>該該燃料に係る</b> <b>他の災害の発生時における</b> <b>応急措置の実施並びにこれら</b> <b>の業務に関する記録の作成</b>	<b>二 前条第一項の表第四号</b> <b>の液体貨物の積込み及び取卸しの</b> <b>上作業に関する現場における指揮監</b> <b>査に掲げる海監、当該貨物に係る保安の監督、</b> <b>船員として乗組り火災その他の災害の発生時における</b> <b>組む危険物等の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表</b> <b>下欄に掲げる職務とする。</b>	<b>二 前条第一項の表第一号</b> <b>上欄に掲げる当該作業の指揮監督、当該作業に</b> <b>関し必要な船外との通信連絡、当</b> <b>として乗組該燃料に係る保安の監督、火災そ</b> <b>の他の災害の発生時における応急</b> <b>措置の実施及びこれらの業務に関する記録の作成</b>
<b>前項の認定を申請しようとする者は、船員手帳並びに認定を受けようとする資格に係る第九号表下欄に掲げる要件に適合することを証する</b>	<b>二 前条第一項の表第一号</b> <b>上欄に掲げる</b> <b>該該燃料に係る</b> <b>他の災害の発生時における</b> <b>応急措置の実施並びにこれら</b> <b>の業務に関する記録の作成</b>	<b>二 前条第一項の表第四号</b> <b>の液体貨物の積込み及び取卸しの</b> <b>上作業に関する現場における指揮監</b> <b>査に掲げる海監、当該貨物に係る保安の監督、</b> <b>船員として乗組り火災その他の災害の発生時における</b> <b>組む危険物等の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表</b> <b>下欄に掲げる職務とする。</b>	<b>二 前条第一項の表第一号</b> <b>上欄に掲げる当該作業の指揮監督、当該作業に</b> <b>関し必要な船外との通信連絡、当</b> <b>として乗組該燃料に係る保安の監督、火災そ</b> <b>の他の災害の発生時における応急</b> <b>措置の実施及びこれらの業務に関する記録の作成</b>
<b>前項の認定を申請しようとする者は、船員手帳並びに認定を受けようとする資格に係る第九号表下欄に掲げる要件に適合することを証する</b>	<b>二 前条第一項の表第一号</b> <b>上欄に掲げる</b> <b>該該燃料に係る</b> <b>他の災害の発生時における</b> <b>応急措置の実施並びにこれら</b> <b>の業務に関する記録の作成</b>	<b>二 前条第一項の表第四号</b> <b>の液体貨物の積込み及び取卸しの</b> <b>上作業に関する現場における指揮監</b> <b>査に掲げる海監、当該貨物に係る保安の監督、</b> <b>船員として乗組り火災その他の災害の発生時における</b> <b>組む危険物等の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表</b> <b>下欄に掲げる職務とする。</b>	<b>二 前条第一項の表第一号</b> <b>上欄に掲げる当該作業の指揮監督、当該作業に</b> <b>関し必要な船外との通信連絡、当</b> <b>として乗組該燃料に係る保安の監督、火災そ</b> <b>の他の災害の発生時における応急</b> <b>措置の実施及びこれらの業務に関する記録の作成</b>

## 第七十七条の六の二 第九号表第一号2(1)に

書類又は締約国危険物等取扱責任者資格証明書及び前項の国土交通大臣が告示で定める基準に適合することを証する書類を提示して、第二十二号の三書式による申請書を地方運輸局の事務所の長に提出しなければならない。

前二項の規定は、第十号表上欄に掲げる危険物等取扱責任者について準用する。

法第百十七条の三第二項の規定による証印の様式は、第二十二号の四書式による。

(消防講習の登録)

第七十七条の六

全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十一号表に掲げる機械器具その他の設備を用いて講習が行われるものであること。

二 次に掲げる科目について行われるものであること。

イ 石油火災消防実習

ロ 液化ガス火災、液体化学薬品消防実習

ハ 船内捜索救助実習

ニ 検知器具及び保護具の取扱実習

ホ 洋上流出油防除実習

三 前号に掲げる科目にあつては、第十二号表の上欄に掲げる講習科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する者が講師として講習の業務に従事すること。

国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 法第百七十七条の三第一項の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる日より、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第七十七条の六の十三の規定により第九号表第一号2（1）の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、登録消防講習を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

第九号表第一号2（1）の登録は、登録消防講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録消防講習を行ふ者（以下「登録消防講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録消防講習事務を行ふ事務所の名称及び所在地

四 登録消防講習事務を開始する日

（登録の更新）









<p><b>特定高速船の船舶所有者は、当該特定高速船の乗組員に対し、二年以内ごとに前項に規定する教育訓練を実施しなければならない。</b></p> <p><b>特定高速船の船舶所有者は、その実施する教育訓練の内容を記載した書類を提出して、当該教育訓練が第一項の告示で定める基準に適合していることについて、所轄地方運輸局長の承認を受けなければならない。</b></p>						
<p><b>第七十八条の二の二 第七十八条第二号に掲げる高速船に乗り組もうとする者が修了しなければならない法第一百八十二条の三の航海の安全に関する教育訓練は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる事項を内容とする教育訓練であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。</b></p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">一 船長及び甲板部の職員</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">前条第一項の表第一号1、2及び5に掲げる事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">二 機関部の職員</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">前条第一項の表第一号5及び 第二号1に掲げる事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">三 前二号に掲げる事項</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">前条第一項の表第一号5に掲げる事項</td> </tr> </tbody> </table>	一 船長及び甲板部の職員	前条第一項の表第一号1、2及び5に掲げる事項	二 機関部の職員	前条第一項の表第一号5及び 第二号1に掲げる事項	三 前二号に掲げる事項	前条第一項の表第一号5に掲げる事項
一 船長及び甲板部の職員	前条第一項の表第一号1、2及び5に掲げる事項					
二 機関部の職員	前条第一項の表第一号5及び 第二号1に掲げる事項					
三 前二号に掲げる事項	前条第一項の表第一号5に掲げる事項					
<p>前項の高速船の船舶所有者は、当該高速船の乗組員に対し、二年以内ごとに同項に規定する教育訓練を実施しなければならない。 (国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶)</p> <p><b>第七十八条の二の二の二 法第一百八十二条の四の国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶は、人の運送をする船舶運航事業（海上運送法第二条第一項に規定する船舶運航事業をいう。）の用に供する総トン数二十トン未満の船舶（次条及び第七十八条の二の二の四において「旅客事業用小型船舶」という。）とする。</b></p> <p><b>(船舶所有者による旅客事業用小型船舶の乗組員等に対する教育訓練)</b></p>						
<p><b>第七十八条の二の二の三 船舶所有者は、旅客事業用小型船舶の乗組員（当該旅客事業用小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。以下この条及び次条において「乗組員等」という。）を次の表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合であつて、当該乗組員等がそれぞれ同表の下欄に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該乗組員等について、特定教育訓練を実施しなければならない。</b></p>						

船長	1 その旅客事業用小型船舶において初めて上欄第一号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第一号職務」という。）に従事するとき。
2 その旅客事業用小型船舶に係る船舶所有者の変更があったときは、その変更後当該旅客事業用小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。	3 その旅客事業用小型船舶の航行する海域（当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域）において最後に第一号職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該旅客事業用小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。
4 その旅客事業用小型船舶において最後に第一号職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該旅客事業用小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。	5 その旅客事業用小型船舶において初めて上欄第二号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第二号職務」という。）において初めて第一号職務に従事するとき。 1 その旅客事業用小型船舶において初めて上欄第二号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第二号職務」という。）において初めて第一号職務に従事したことがある場合を除く。）、 2 その旅客事業用小型船舶に係る船舶所有者の変更があったときは、その変更後当該旅客事業用小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき（当該変更後に当該旅客事業用小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）、 3 その旅客事業用小型船舶の航行する海域（当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域）において初めて第二号職務に従事するとき（当該海域において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）、 4 その旅客事業用小型船舶において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該旅客事業用小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき。
5 その旅客事業用小型船舶において初めて上欄第二号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第二号職務」という。）において初めて第一号職務に従事するとき。 1 その旅客事業用小型船舶において初めて上欄第二号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第二号職務」という。）において初めて第一号職務に従事したことがある場合を除く。）、 2 その旅客事業用小型船舶に係る船舶所有者の変更があったときは、その変更後当該旅客事業用小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき（当該変更後に当該旅客事業用小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）、 3 その旅客事業用小型船舶の航行する海域（当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域）において初めて第二号職務に従事するとき（当該海域において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）、 4 その旅客事業用小型船舶において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該旅客事業用小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき。	6 その旅客事業用小型船舶において最後に第一号職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該旅客事業用小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。

<p>一 前項の1 船舶の航行する海域の特性に関する事項</p> <p>二 号に掲げる者の遵守に関する事項</p> <p>三号に掲げる者の前号2及び5に掲げる事項</p>	<p>一 号及び第二号に掲げる輸送の安全の確保のための定め</p> <p>二号に掲げるの着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項</p>	<p>一 前項の2 輸送の安全の確保のための定め</p> <p>二号に掲げるの遵守に関する事項</p> <p>三号に掲げるの着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項</p>
<p>船舶所有者は、その旅客事業用小型船舶において船長の職務に従事させようとする者（当該者が乗組む旅客事業用小型船舶の航行する海域及び航海の態様を勘査して国土交通大臣が告示で定める者に限る。以下この項において「第一種特定乗組員」という。）について特定教育訓練を実施するときは、当該第一種特定乗組員が当該旅客事業用小型船舶の航行する海域の特性に関して十分な知識を有していることその他の国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることを確認しなければならない。</p> <p>（記録の作成等）</p>	<p>業用小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練を行つたときは、次に掲げる事項に関する記録を作成し、当該特定教育訓練を終了した日から三年間これを保存しなければならない。</p>	<p>一 当該特定教育訓練の実施年月日</p> <p>二 当該特定教育訓練を受けた者の氏名</p> <p>三 当該特定教育訓練の内容（保存する必要があるものとして国土交通大臣が告示で定める内容に限る。）</p>
<p>四 前条第三項の確認をした場合にあつては、その結果</p> <p>（特定小型船舶所有者による特定小型船舶の乗組員等に対する教育訓練）</p>	<p>第五章 第七十八条の二の二の五 特定小型船舶所有者は、特定小型船舶の乗組員（当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。以下この条及び次条において「乗組員等」という。）を次</p>	

内容とする特定教育訓練であつて、その内容及び方法がそれぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならぬ。

の表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合であつて、当該乗組員等がそれぞれ同表の表の下欄に掲げる場合のいづれかに該当するときは、当該乗組員等について、特定教

に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後当該特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。

特定小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練は、次の表の上欄に掲げる乗組員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を内容ととする特定教育訓練であつて、その内容及び方法がそれぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものとし得る。

1	その特定小型船舶において初めて上欄第一号に掲げる乗組員の職務（以下この項目において「第一号職務」という。）に従事するときは、当該乗組員等について、特定教育訓練を実施しなければならない。	うとする場合であつて、当該乗組員等がそれぞれ同表の表の下欄に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該乗組員等について、特定教育訓練を実施しなければならない。	一 船 に 當 る 者	の表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させよ
2	その特定小型船舶に係る特定小型船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。	うとする場合であつて、当該乗組員等がそれぞれ同表の表の下欄に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該乗組員等について、特定教	務に従事するとき。	育訓練を実施しなければならない。
3	その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において初めて第一号職務に従事するとき。	務に従事するとき。	長 第 一 号 に 掲 げ る 乗 組 員 の 職 務 （ 以 下 こ の 項 目 に あ つ て は、 そ れ ぞ れ の 水 域 ） に お い て 「 第 一 号 職 務 」 と い う 。） に 従 事 す る と き。	うとする場合であつて、当該乗組員等がそれぞれ同表の表の下欄に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該乗組員等について、特定教
4	その特定小型船舶において最後に第一号職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。	務に従事するとき。	務に従事するとき。	育訓練を実施しなければならない。
5	その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第二号職務に従事するとき。	た日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第二号職務に従事するとき。	前 記 の 表 の 上 欄 に 掲 げ る 乗 組 員 の 職 務 （ 以 下 こ の 項 目 に あ つ て は、 そ れ ぞ れ の 水 域 ） に お い て 「 第 一 号 職 務 」 と い う 。） に 従 事 す る と き。	に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。
1	その特定小型船舶において初めて上欄第二号に掲げる乗組員の職務（以下この項目において「第二号職務」という。）に従事するとき（当該特定小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）	た日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき（当該特定小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）。	三 甲 職 部 又 部 に 當 る 者	に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。
2	その特定小型船舶に係る特定小型船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき（当該特定小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）	た日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。	二 板 第 二 号 に 掲 げ る 乗 組 員 の 職 務 （ 以 下 こ の 項 目 に あ つ て は、 そ れ ぞ れ の 水 域 ） に お い て 「 第 二 号 職 務 」 と い う 。） に 従 事 す る と き。	に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。
3	その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において初めて第二号職務に従事するとき（当該特定小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）	た日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。	二 甲 職 部 又 部 に 當 る 者	に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。
4	その特定小型船舶において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第三号職務に従事するとき。	た日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第三号職務に従事するとき。	一 船 に 當 る 者	に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第三号職務に従事するとき。

特定小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練は、次の表の上欄に掲げる乗組員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を内容とする特定教育訓練であつて、その内容及び方法

一 前項の 表の上欄第 二号に掲げ る者	1 船舶の航行する水域の特性に関する事項
	2 輸送の安全の確保のための定めに関する事項
二 前項の 表の上欄第 三号に掲げ る者	3 発航前の検査に関する事項
	4 見張り、操船その他の船舶の安全航行に必要な業務に関する事項
三 前項の 表の上欄第 二号に掲げ る者	5 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項
	6 特定小型船舶所有者は、その特定小型船舶において船長に相当する者の職務に従事させようとする者（当該者が乗り組む特定小型船舶の航行する水域及び航海の様様を勘案して国土交通大臣が告示で定める者に限る。以下この項において「第二種特定乗組員」という。）について、特定教育訓練を実施するときは、当該第二種特定乗組員が当該特定小型船舶の航行する水域の特性に関して十分な知識を有していることその他、他の国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることを確認しなければならない。（記録の作成等）
第七十八条の二の二の六	特定小型船舶所有者は、特定小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練を行つたときは、次に掲げる事項に関する記録を作成し、当該特定教育訓練を終了した日から三年間これを保存しなければならない。
一 特定教育訓練の実施年月日	
二 特定教育訓練を受けた者の氏名	
三 当該特定教育訓練の内容（保存する必要があるものとして国土交通大臣が告示で定める内容に限る。）	
四 前項第三項の確認をした場合にあつては、（船内苦情処理手続）	その結果

て、船員の苦情が公正かつ適正に処理されるよう定められたものでなければならない。

#### 一 苦情の申出方法

#### 二 苦情処理の体制及び方法

#### 三 苦情処理結果の伝達方法

#### 四 苦情処理手続に関する記録の作成及び保存の方法

#### 五 苦情を申し出た船員に対する相談、助言その他の援助に関する体制

#### 六 苦情を申し出た船員に対する申立方法

#### 七 苦情処理結果に不服がある場合の申立て方法

#### 八 船員の苦情が公正かつ適正に処理されるよう定められたものでなければならない。

**第七十八条の二の四** 法第一百八条の六第一項の国土交通省令で定める事項は、労働に関する法律（法及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）を除く。）及びこれらに基づく命令に規定する事項並びに船舶の居住設備に関する事項とする。（外国船舶の監督）

**第七十八条の二の五** 法第一百二十条の三第一項の国土交通省令で定める船舶は、条約第三条（a）から（d）までに掲げる船舶以外の船舶及び同条（b）に掲げる船舶であつて長さ二十四メートル（千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書附属書第一章第一規則（2）の規定により、測定の基礎として、長さに代えて国際総トン数を使用することを決定している国に属する船舶の場合につきは、国際総トン数三百トン）以上の船舶（法第一百二十条の三第一項第二号に掲げる要件に適合しているかどうかについて検査を行う場合に限る。）

**第七十八条の二の六** 法第一百二十条の三第一項第二号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 操舵設備、航海用具又は機関の操作  
二 救命設備、消防設備その他の非常時において必要な設備の操作  
三 非常配置表に定める作業

**第七十八条の三** 法第一百二十条の三第六項において準用する法第一百七条第三項の法第一百二十条の三第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式は、第二十三号書式による。

（権限の委任）  
**第七十八条の三の二** この省令で地方運輸局長が法に規定する国土交通大臣の権限を行うことを定めている場合は、法第一百二十一条の四第一項

の規定に基づいて国土交通大臣の権限が当該地方運輸局長に委任されたものとする。

前項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第一百七条の二第三項（法第一百十七条の三第三項及び第一百七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による証印の抹消は、地方運輸局長に行わせる。

十七条の三第三項及び第一百七条の二第四項（法第一百七条の三第三項における証印の抹消による場合を含む。）の規定による証印の拒否及び法第一百七条の二第四項（法第一百七条の三第三項及び第一百七条の四第三項における証印の抹消による場合を含む。）の規定による証印の抹消は、地方運輸局長に行わせる。

十七条の三第三項及び第一百七条の四第三項による助言及び指導、法第九十九条各項の規定による就業規則の変更命令、法第一百一条各項の規定による監督命令、法第一百二条の規定によるあつせん、法第五条の規定による船員労務官の任命、法第一百十条第一項の規定による交通政策審議会等への諮詢、法第一百八条の五第二項から第四項までの規定による監督命令並びに法第一百二十条の三各項の規定による外國船舶の監督は、地方運輸局長も行うことができる。

この省令で運輸支局長等も第一項の規定に基づき地方運輸局長に委任された権限を行うことを定めている場合は、法第一百二十二条の四第二項の規定に基づいて地方運輸局長の権限が当該運輸支局長等に委任されたものとする。

前項の規定により運輸支局長等に委任された権限のほか、第二項に規定する権限は、運輸支局長等も行うことができる。

（経由）  
**第七十八条の四** 船舶所有者は、この省令の規定により所轄地方運輸局長に申請、届出又は報告をしようとする場合において、主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地の運輸支局長等を経由して行うことができる。

**第七十九条** 次に掲げる証明を申請する者は、領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）に對して第一号又は第二号に掲げる証明を申請する場合を除き、証明書（通につき、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。）の提出による検査をする。

一 第八条の規定による遺留品目録の証明 千八百五十円

二 第十五条の規定による航行に関する報告書の証明 二千六百円

三 第二十四条第一項の規定による船長の就退職等の証明 八百七十円

第三十九条第一項の規定による船員手帳の記載事項の証明 八百七十円

地方運輸局長に対して申請する場合における法第一百二十条の二の規定による手数料及び前項の規定による手数料は、収入印紙を申請書にはつて納付しなければならない。

（船員法を改正する法律）の施行の日から、これを施行する。

**第一条** この省令は、昭和二十二年法律第百号（船員法を改正する法律）の施行の日から、第

二条 第十条第五項、第十六条の四第一項、第四十二条第二項及び第四十五条第二項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「五年」とあるのは、「三年」とする。

**第三条** 第四十八条の二第一項第一号の規定により所轄地方運輸局長が指定する船舶のうち、離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する離島航路事業に從事する船舶その他の船舶（十二人を超える旅客定員を有する小型船又は旅客定員十二人以下の船舶で海上運送法第二条第十項に規定する自動車航送に從事する小型船に限る。）であつて、その運航の維持を図ることにより旅客の利便を確保するためには、当該船舶に乗り組む船員に係る第四十八条の二第二項本文の規定の適用を当分の間猶予することがやむを得ないと所轄地方運輸局長が特に認めるものに乗り組む船員に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「次に掲げる」とあるのは「附則第二条に規定する」と、「一月以内の一定の期間」とする。ただし、第一号の船員のうち沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数七百トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するもの（以下「小型船」という。）に乗り組むものについては、三月以内の一定の期間」とあるのは「三月」と、同条第二項中「前項各号に掲げる」とあるのは「附則第二条に規定する」と、「十二時間」とあるのは「十四時間」と、「一定の期間」とあるのは「三月」と、同条第三項中「第一項各号に掲げる」とあるのは「附則第二条に規定する」と、「同項の一定の期間」とあるのは「第一項の三月」とする。

**附則** （昭和二九年九月二九日運輸省令第十四号）抄

この省令は、昭和二十九年十月一日から施行する。

**附則** （昭和二八年五月三〇日運輸省令第二八号）抄

この省令は、昭和二十八年七月一日から施行する。

**附則** （昭和二九年九月二九日運輸省令第十四号）抄

この省令は、昭和二十九年八月十日から施行する。

**附則** （昭和三〇年八月三日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和三十一年八月十日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和三十三年十一月一日から施行する。

**附則** （昭和三七年九月二六日運輸省令第四三号）抄

この省令は、昭和三十三年十一月一日から施行する。

**附則** （昭和三七年九月二六日運輸省令第四六号）抄

この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行し、船員法を改正する法律（昭和二十二年法律第百号）第十章の規定施行の日（昭和二十二年十二月一日）から適用する。

この省令は、公布の日から施行する。

**附則** （昭和二五年六月一〇日運輸省令第十四号）抄

この省令は、昭和二十七年六月一日から施行する。

**附則** （昭和二七八年五月八日運輸省令第二六号）抄

この省令は、昭和二十八年七月一日から施行する。

**附則** （昭和二九年九月二九日運輸省令第十四号）抄

この省令は、昭和二十九年十月一日から施行する。

**附則** （昭和二九年九月二九日運輸省令第十四号）抄

この省令は、昭和三十一年八月十日から施行する。

**附則** （昭和三〇年八月三日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和三十三年十一月一日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和三十四年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三四年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和三十五年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三四年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和三十六年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三四年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和三七年十月一日から施行する。

この省令は、公布の日から施行し、船員法を改正する法律（昭和二十二年法律第百号）第十章の規定施行の日（昭和二十二年十二月一日）から適用する。

この省令は、公布の日から施行する。

**附則** （昭和二五年六月一〇日運輸省令第十四号）抄

この省令は、昭和二十七年六月一日から施行する。

**附則** （昭和二七八年五月八日運輸省令第二六号）抄

この省令は、昭和二十八年七月一日から施行する。

**附則** （昭和二九年九月二九日運輸省令第十四号）抄

この省令は、昭和三十一年十一月一日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和三十二年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和三十三年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和三十四年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和三五年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和三六年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和三七年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和三八年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和三九年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和四二年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和四三年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和四四年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和四五年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和四六年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和四七年十月一日から施行する。

**附則** （昭和三二年九月二五日運輸省令第三八号）抄

この省令は、昭和四八年十月一日から施行する。





















一 特定乗組員等が、その特定小型相当新船員に於ける第一号欄の表の上欄の項目前		2 特定乗組員等が、その特定小型船舶の乗組員（当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む）のうち施行日前に特定小型船舶に相当する船舶（当該特定小型船舶と同一の船舶に限る。以下この項において「特定小型相当船舶」という。）において次の表の上欄に掲げる乗組員の職務に相当する職務に従事したことのある者（以下この項において「特定乗組員等」という。）を、同表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合における新船員法施行規則第七十八条の二の五第一項の適用について、同表の中欄に掲げる場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に該当するものとみなす。	
欄3	欄3	欄3	欄3
特定乗組員等が、その特定小型相当新船員に於ける第一号欄の表の上欄の項目前	特定乗組員等が、その特定小型船舶の乗組員（当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む）のうち施行日前に特定小型船舶に相当する船舶（当該特定小型船舶と同一の船舶に限る。以下この項において「特定小型相当船舶」という。）において次の表の上欄に掲げる乗組員の職務に相当する職務に従事したことのある者（以下この項において「特定乗組員等」という。）を、同表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合における新船員法施行規則第七十八条の二の五第一項の適用について、同表の中欄に掲げる場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に該当するものとみなす。	二の五 第三号 下欄	二の五 第三号 下欄

者るに掲げる表の上の欄二第ニ項前二特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した日のいづれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した日までの間に、(当該変更後に)当該特定小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く。)		特定乗組員等が、その特定小型相当船舶の航行する水域(当該水域が二以上の水域)において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。	
五 の 二 八 第 行 員	規 則 新 船 員	規 則 新 船 員	規 則 新 船 員
五 の 二 八 第 行 員	規 則 新 船 員	規 則 新 船 員	規 則 新 船 員

附 則（令和六年三月二九日国土交通省）  
令第二六号　抄  
(施行期日)  
**第一条** この省令は、令和六年四月一日から施行する。

い日から国土交通大臣が告示で定め第三号  
る期間を経過した後、当該水域にお下欄5  
いて初めて第三号職務に従事すると

する新型インフルエンザ等感染症、指定

感染症又は新感染症。

2. 障害の程度、経歴及び職務を考慮し、視

覚機能、言語機能又は精神の機能の障害に

より作業を適正に行うに当たつて必要な認

かかつてゐる者で船内において治療の見込

みがなく、かつ、船内労働に適さないと認

められる者

3. 第一号に掲げる疾患を除く下記の疾患に

知り、判断及び意思疎通を適切に行つて認

められる者

4. 下記の視力、聴力及び握力の標準に達し

各種結核性疾患、新生物、糖尿病、心臓

病、脳出血、脳梗塞、肺炎、胃潰瘍、十

二指腸潰瘍、肝硬変、慢性肝炎、じん臓

炎、急性ひ尿生殖器疾患、てんかん、重

症ぜんそくその他の疾患

(1) 視力 (万国視力表により検査した視力

で矯正視力を含む。)

船長、甲板部の職員及び甲板部航海當直

部員にあつては両眼共に0.5号、無

線部の職員にあつては両眼共に0.4

号、その他の者にあつては両眼で0.

4号を明視しうること。ただし、船員

として相当の経歴を有し、職務により

作業を適正に行つうことができると認め

られる者は、この限りでない。

(2) 聴力

両耳で、5メートル以上の距離で話声を

聴取できること。ただし、船員として

相当の経歴を有し、職務により作業を

適正に行つうことができると認められると認められる者は、この限りでない。

(3) 握力

男子の握力は、左右共に2.5キログラム

以上、女子の握力は、左右共に1.7キ

ログラム以上であること。ただし、船

員として相当の経歴を有し、職務によ

り作業を適正に行つうことができると認められる者は、この限りでない。

5. 色覚に異常を有する船長、甲板部の職員

及び部員、機関部の職員及び航海當直部

ができないと認められる者

6. 障害の程度、経歴及び職務を考慮し、運

動機能の障害により作業を適正に行つうこ

とができないと認められる者

7. 病後の衰弱により一定期間内の船内労働

に適さないと認められる者

第三号表から第五号表まで

第六号表(第五十九条関係)

標準報酬表

標準報酬表

削除

級	第1級	第2級	第3級	第4級	第5級	第6級	第7級	第8級	第9級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級	第15級	等級	標準報酬
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	円
9	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	月額
0	0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	8	0	7	0	6	0	6	0	5	0	5	0	4	0	4	0	円
0	0	3	6	3	0	6	3	0	7	4	2	9	6	4	2	9	6
0	0	3	7	3	0	7	3	0	3	7	0	3	7	7	3	0	3
0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
0	0	3	0	1	0	9	0	8	0	7	0	6	0	5	0	3	0
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
0	5	0	3	0	1	0	9	0	8	0	7	0	6	0	5	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
0	5	0	3	0	1	0	9	0	8	0	7	0	6	0	5	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
0	5	0	3	0	1	0	9	0	8	0	7	0	6	0	5	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
0	5	0	3	0	1	0	9	0	8	0	7	0	6	0	5	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
0	5	0	3	0	1	0	9	0	8	0	7	0	6	0	5	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
0	5	0	3	0	1	0	9	0	8	0	7	0	6	0	5	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
0	5	0	3	0	1	0	9	0	8	0	7	0	6	0	5	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
0	5	0	3	0	1	0	9	0	8	0	7	0	6	0	5	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
0	5	0	3	0	1	0	9	0	8	0	7	0	6	0	5	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
0	5	0	3	0	1	0	9	0	8	0	7	0	6	0	5	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
0	5	0	3	0	1	0	9	0	8	0	7	0	6	0	5	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
0	5	0	3	0	1	0	9	0	8	0	7	0	6	0	5	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
0	5	0	3	0	1	0	9	0	8	0	7	0	6	0	5	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
0	5	0	3	0	1	0	9	0	8	0	7	0	6	0	5	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
0	5	0	3	0	1	0	9	0	8	0	7	0	6	0	5	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	0	0	0	0	5	0	5	0	5	0	6	0	5	0	3	0	3
0	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	6
0	5	0	3	0	1	0	9</td										



備考	級 1 4										級 1 3																													
	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	0	1	9	8	7	6	5	4	3	2	1	4	1	3	1	2	1	1	1										
足の第二趾を失つたもの、第二趾を併せ二趾を失つたもの又は第三趾以下の三趾を失つたもの	一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	正面視以外で複視を残すもの	両眼の眼瞼の一部に欠損を残し又は睫毛を残すもの	五歯以上に対し歯科補綴を加えたものの胸腹部臟器の機能に障害を残すもの	一手の小指の用を廃したもの	手の拇指の指骨の一部を失つたもの	一下肢を一センチメートル以上短縮したもの	一足の第三趾以下の一趾又は二趾を失つたもの	一眼の眼瞼の一部に欠損を残し又は睫毛を残すもの	三歯以上に對し歯科補綴を加えたものの第一耳の聴力が一メートル以上では小声を解することができない程度になつたもの	三趾以下の三趾の用を廃したもの	下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの	一手の拇指以外の指の末関節を屈伸することができなくなつたもの	足の第三趾以下の一趾又は二趾の用を廃したもの	局部に神經症状を残すもの	外貌に醜状を残すもの	局部に頑固な神經症状を残すもの	足の第一趾又は他の四趾の用を廃したもの	足の第二趾を失つたもの、第二趾を併せ二趾を失つたもの又は第三趾以下の三趾を失つたもの	一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	正面視以外で複視を残すもの	両眼の眼瞼の一部に欠損を残し又は睫毛を残すもの	五歯以上に対し歯科補綴を加えたものの胸腹部臟器の機能に障害を残すもの	一手の小指の用を廃したもの	手の拇指の指骨の一部を失つたもの	一下肢を一センチメートル以上短縮したもの	一足の第三趾以下の一趾又は二趾を失つたもの	一眼の眼瞼の一部に欠損を残し又は睫毛を残すもの	三歯以上に對し歯科補綴を加えたものの第一耳の聴力が一メートル以上では小声を解することができない程度になつたもの	三趾以下の三趾の用を廃したもの	下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの	一手の拇指以外の指の末関節を屈伸することができなくなつたもの	足の第三趾以下の一趾又は二趾の用を廃したもの	局部に神經症状を残すもの	外貌に醜状を残すもの	局部に頑固な神經症状を残すもの	足の第一趾又は他の四趾の用を廃したもの			
局部に神經症状を残すもの	外貌に醜状を残すもの	局部に頑固な神經症状を残すもの	足の第二趾を失つたもの、第二趾を併せ二趾を失つたもの又は第三趾以下の三趾を失つたもの	一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	正面視以外で複視を残すもの	両眼の眼瞼の一部に欠損を残し又は睫毛を残すもの	五歯以上に対し歯科補綴を加えたものの胸腹部臟器の機能に障害を残すもの	一手の小指の用を廃したもの	手の拇指の指骨の一部を失つたもの	一下肢を一センチメートル以上短縮したもの	一足の第三趾以下の一趾又は二趾を失つたもの	一眼の眼瞼の一部に欠損を残し又は睫毛を残すもの	三歯以上に對し歯科補綴を加えたものの第一耳の聴力が一メートル以上では小声を解することができない程度になつたもの	三趾以下の三趾の用を廃したもの	下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの	一手の拇指以外の指の末関節を屈伸することができなくなつたもの	足の第三趾以下の一趾又は二趾の用を廃したもの	局部に神經症状を残すもの	外貌に醜状を残すもの	局部に頑固な神經症状を残すもの	足の第一趾又は他の四趾の用を廃したもの	足の第二趾を失つたもの、第二趾を併せ二趾を失つたもの又は第三趾以下の三趾を失つたもの	一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	正面視以外で複視を残すもの	両眼の眼瞼の一部に欠損を残し又は睫毛を残すもの	五歯以上に対し歯科補綴を加えたものの胸腹部臟器の機能に障害を残すもの	一手の小指の用を廃したもの	手の拇指の指骨の一部を失つたもの	一下肢を一センチメートル以上短縮したもの	一足の第三趾以下の一趾又は二趾を失つたもの	一眼の眼瞼の一部に欠損を残し又は睫毛を残すもの	三歯以上に對し歯科補綴を加えたものの第一耳の聴力が一メートル以上では小声を解することができない程度になつたもの	三趾以下の三趾の用を廃したもの	下肢の露出面に手掌面大の醜痕を残すもの	一手の拇指以外の指の末関節を屈伸することができなくなつたもの	足の第三趾以下の一趾又は二趾の用を廃したもの	局部に神經症状を残すもの	外貌に醜状を残すもの	局部に頑固な神經症状を残すもの	足の第一趾又は他の四趾の用を廃したもの

1. 視力の測定は万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては矯正視力について測

了後、六月以上甲板部の勤務に従事した者

乙 第一号、第二号2及び前号2に掲げる事  
甲 項こ適合すること。

第八号表	(第七十七条の二の三関係)
一 甲 1	年齢十六年以上であること。
一 甲 2	法第八十三条の健康証明書を受有していること。
二 機 1	前号1及び2に掲げる事項に適合すること。
二 機 2	次のいずれかに適合すること。 (1) 機関部の航海当直又はこれに準ずる業務に六月以上従事した経験を有すること。 (2) 船内における業務に二月以上従事した経験を有し、かつ、機関部の航海当直に従事するための教育を修めたこと。
三 種 類 ・ 部 員 甲 1	第一号及び前号2に掲げる事項に適合すること。
三 種 類 ・ 部 員 甲 2	次のいずれかに適合すること。 (1) 三年以上甲板部の勤務に従事し、かつ、海技大・学校の講習科の課程であつて国土交通大臣が告示で定めるものを修了後、六月以上機関部の勤務に従事した者 (2) 三年以上機関部の勤務に従事し、かつ、海技大・学校の講習科の課程であつて国土交通大臣が告示で定めるものを修

了後、六月以上甲板部の勤務に従事した者

乙 第一号、第二号2及び前号2に掲げる事  
甲 項こ適合すること。

(3) 三年以上甲板部の勤務に従事した者  
かつ、独立行政法人海技大学校の講習科の課程であつて国土交通大臣が告示で定めたものを修了後、六月以上機関部の勤務に従事した者

(4) 三年以上機関部の勤務に従事し、かつ、独立行政法人海技大学校の講習科の課程であつて国土交通大臣が告示で定期修習を修了後、六月以上甲板部の勤務に従事した者

(5) 海員学校の高等科又は専修科を卒業後、三年以上甲板部の勤務に従事し、かつ、三年以上機関部の勤務に従事した者

(6) 海員学校の高等科又は専修科を卒業後、三年以上機関部の勤務に従事し、かつ、三年以上甲板部の勤務に従事した者

(7) 海員学校の高等科又は専修科を卒業後、六月以上船内において甲板部及び機関部の両部の航海当直をすべき職務をする部員となるための教育訓練を受けた者（高等科を卒業した者にあつては、昭和五十九年以後に卒業した者に限る。）

(8) 海員学校の本科を卒業した者（昭和六十三年以後に卒業した者に限る。）又は専修科を卒業した者（平成六年以後に卒業した者に限る。）

(9) 独立行政法人海員学校の本科又は専修科を卒業した者

(10) 独立行政法人海技教育機構の海技士教育科海技課程本科又は専修科を卒業した者

(11) (1)から(6)までに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者

3 甲板部又は機関部の勤務に従事した期間（次号上欄に掲げる航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受けて部員として勤務した期間を除く。）の二分の一の期間及び次号上欄に掲げる航海当直部員の資格の認定をした旨の証印を受け部員として勤務した期間が通算して四年以上あること。

乙 第一号、第二号2及び前号2に掲げる事  
甲 項こ適合すること。

備考	部員	海關・板部・甲直航機	種四乙第一号、第二号2及び前号2に掲げる事項に適合すること。
一 第一号3の経験又は教育には、次に掲げる事項を含まなければならぬ。			
イ 海難発生時その他の非常の際ににおける措置及び海洋汚染の防止についての基礎的な事項			
二 口 操舵並びに自動操舵から手動操舵への切換え及びその逆の切換え			
ハ 磁気コンパス及びジャイロコンパスの使用			
二 視覚及び聴覚による見張り			
ホ 船内通信及び警報に関する装置の使用			
二 第二号2の経験又は教育には、次に掲げる事項を含まなければならない。			
イ 海難発生時その他の非常の際ににおける措置及び海洋汚染の防止についての基礎的な事項			
口 機関に関する設備の使用			
ハ 船内通信及び警報に関する装置の使用			
三 第三号3の証印を受けて部員として勤務した期間には、船員法施行規則等の一部を改正する省令(平成九年運輸省令第二号)第一条の規定による改正前の第七十七条の五第一項第一号及び第二号の確認を受けて第七十七条の二に規定する船舶において航海当直すべき職務を有する部員として勤務した期間を含むものとする。			
第九号表(第七十七条の六、第七十七条の六の二、第七十七条の六の四、第七十七条の六の十三、第七十七条の六の十六、第七十七条の六の十九、第七十七条の七関係)			
一 甲種1 石油タンカーにおいて、第七十七危険物等条の六第二項の規定による認定の申請取扱責任者の日(以下「申請日」という。)以前五年(石油)(一年以内に、次の(1)又は(2)に掲げる船員の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める職務に三月以上從事した経験を有すること又は国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有するものとして告示で定める基準に適合す			

品 化 学 藥 者 ( 石 油 ・ 液 体 化 學 藥 品)	四 乙 種 危 險 物 等 取 扱 責 任	三 甲 種 危 險 物 等 取 扱 責 任 ( 液 化 化 學 藥 品)	二 甲 種 危 險 物 等 取 扱 責 任 ( 液 化 化 學 藥 品)	(1) 船長又は一等航海士若しくは運航士(五号職務)の監督の下に危険物又は有害物の取扱いに関する作業を三月以上行つた経験を有すること。	
				2 申請日以前五年以内に、消防、タンカーの安全の確保、海洋汚染の防止等に関する講習であつて次に掲げるもの	1 申請日以前五年以内に、消防、タンカーの安全の確保、海洋汚染の防止等に関する講習であつて次に掲げるもの

品 化 学 藥 者 ( 石 油 ・ 液 体 化 學 藥 品)	四 乙 種 危 險 物 等 取 扱 責 任	三 甲 種 危 險 物 等 取 扱 責 任 ( 液 化 化 學 藥 品)	二 甲 種 危 險 物 等 取 扱 責 任 ( 液 化 化 學 藥 品)	(1) 第七十七条の六の二及び第七十七条の六の二十四、第五百四十九条の二に規定する講習の課程を修了したこと。	
				2 申請日以前五年以内に、第一号2に規定する講習の課程を修了したこと。	1 申請日以前五年以内に、第一号2に規定する講習の課程を修了したこと。

品 化 学 藥 者 ( 石 油 ・ 液 体 化 學 藥 品)	四 乙 種 危 險 物 等 取 扱 責 任	三 甲 種 危 險 物 等 取 扱 責 任 ( 液 化 化 學 藥 品)	二 甲 種 危 險 物 等 取 扱 責 任 ( 液 化 化 學 藥 品)	(2) 第七十七条の六の二及び第七十七条の六の二十四、第五百四十九条の二に規定する講習の課程を修了したこと。	
				2 申請日以前五年以内に、第一号2に規定する講習の課程を修了したこと。	1 申請日以前五年以内に、第一号2に規定する講習の課程を修了したこと。

品 化 学 藥 者 ( 石 油 ・ 液 体 化 學 藥 品)	四 乙 種 危 險 物 等 取 扱 責 任	三 甲 種 危 險 物 等 取 扱 責 任 ( 液 化 化 學 藥 品)	二 甲 種 危 險 物 等 取 扱 責 任 ( 液 化 化 學 藥 品)	(3) 低引火点燃料船における燃料の補給作業に三回以上従事した経験を有する者で、当該作業に一回若しくは二回従事した経験を有すること及び国土交通大臣が告示で定める基準に適合すること。	
				2 申請日以前五年以内に、第一号2に規定する講習の課程を修了したこと。	1 申請日以前五年以内に、第一号2に規定する講習の課程を修了したこと。

及 設 造 カ タ		科 目	講 習 条 件	第十三号表（第七十七条の六の十八関係）	習 防 実	三 船 内	搜 索 救 助	実 習	四 四
一	五	洋 上	習 除 油 防 実	上 従 事 た 経 験 を 有 す る も の で あ る こ と。	上 従 事 し た 経 験 を 有 す る も の で あ る こ と。	上 従 事 し た 経 験 を 有 す る も の で あ る こ と。	上 従 事 し た 経 験 を 有 す る も の で あ る こ と。	上 従 事 し た 経 験 を 有 す る も の で あ る こ と。	一 三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であつて、構成該免許を受けた後二年以上船舶職員としてタンカーに乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であることがあること。
二	六	五	洋 上	習 除 油 防 実	上 従 事 た 経 験 を 有 す る も の で あ る こ と。	上 従 事 し た 経 験 を 有 す る も の で あ る こ と。	上 従 事 し た 経 験 を 有 す る も の で あ る こ と。	上 従 事 し た 経 験 を 有 す る も の で あ る こ と。	一 三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であつて、構成該免許を受けた後二年以上船舶職員としてタンカーに乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であることがあること。

対策	汚染	防止	災害
第十四号表(第七十七条の六の二十三関係)	令	全般の規定	八海七上
講習科目	条件	船の法規に関する令	三級海技士(航海)若しくは三級海技士(機関)の資格若しくはこれらより上級の資格についての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であることを。
火点燃料システム	一 低引	一 火点燃料及び設備	一 三級海技士(機関)の資格若しくはこれより上級の資格についての免許を有する者であつて、当該免許を受けた後一年以上船舶職員として船舶に乗り組んだ履歴を有するもの又はこれらと同等以上の能力を有する者であることを。
火点燃料の取扱方	二 低引	二 火点燃料	二 火点燃料
船の機関	三 低引	三 火点燃料	三 火点燃料
船の推進	四 低引	四 火点燃料	四 火点燃料
船の貯蔵等	五 システム	五 火点燃料	五 火点燃料
船の燃料に関する事項	六 システム	六 火点燃料	六 火点燃料

大臣の登録を受けた講習の課程を修了したこと。

番) 第一號書式(第十條關係)(日本産業規格A列4)

第一号書式(第十条関係)(日本産業規格JIS4番)  
(一)

記載内容

- 1 國際トランシット業者は国際トランシット取扱の委託を受けている日本船積にあつては、総トランシット料金を支拂ふること。
- 2 船舶の運航期間内に、荷役料、荷役費、船速船、航送船等の別に船積にあつては、從事する業務の種類によること。
- 3 重量、積荷の量、積荷の大きさを記載すること。
- 4 船舶の所持及び使用する船舶が其社規範を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で、記載を要すること。
- 5 本契約に記載した事項を除いて何を記載することをしないもの及び本契約書に記載せられなかった事項は、運航の実際事項を読み取るうえで参考して訂正し、その結果を変更する場合は併せてすること。

1 本屋蔵は、外屋蔵については、図書を収蔵すること。

2 丘屋蔵、木屋蔵、石屋蔵等の専用又は貸出用の施設に変更があつたときは、受取の前記登録をもとにして改めて登記し、その場所で受取申込日付をすることなど。なお、既存の登記簿を改めて登記する場合、氏名の変更登記を行って、田代名を記載すること。

3 銀庫蔵は、「第一庫、第二庫、第三庫」と記載すること。

なお、通字については、銀庫蔵又は金庫登記の範囲を記載すること。

また、衛生室、衛生室、衛生室、衛生室、衛生室等衛生施設として新規に当欄に登記する場合は、新規登記の範囲を記載すること。ただし、既存の登記簿に「第一庫、第二庫、第三庫」の登記が記載されている場合は、そのまま登記すること。

4 人間用便所は、人の出入りの多い場所であつて認められたときは、その場所（横ドア、横ドア、廻廊、廻廊等）を記載すること。但し、開閉のための内門とは「不」であることを。

5 田代名は、田代利用登記の範囲に記載すること。田代の場所は、田代登記の範囲を記載すること。また、歩道に沿る場合、歩道に沿つて記載する旨を記載すること。

6 手当欄には、割合手当等の不特定な手当以外の手当の合計額を記載し、歩合制による場合は、持歩率も記載すること。  
 7 手の負の空勘査は欄に付せ、空勘査額（「空勘査額／月」、「空勘査額／週」或「休日」）休日（「休日」）

本表は、船長及び海員以外の乗船者について記載すること。ただし、旅客船及び第1条第3項第2号から第4号までに掲げる船舶にあっては、旅客は記載することを要しない。

（二）	
和 郡 参 令	第 一
和 郡 令	
和 郡 ン 令	トシ
航行区域又は使用範囲及び規制事項	
和 郡 戸 種 別	
支 取 の 機 会 及 び 請 求	
支 取 の 誓 方	キロワット
取扱いの仕様及び取扱いの注意事項	
和 郡 の 仕 様 及 び 仕 様 の 注意	
和 郡 の 仕 様 及 び 仕 様 の 注意	
回	

記載の内容

- 1 國際トランク貨物は国際トランク報奨券の交付を受けている日本船会社については、該シートに「国際トランク」記入をすること。
- 2 船舶の登録欄には、「航路名、船舶名、船籍港、船速等の別に船舶名については、該シートの登録欄を記載すること。
- 3 主港の出港欄には、「航路名、出港日を記載すること。
- 4 船舶の在籍港及び船名欄に「船舶が在籍地を希望する場合は、氏名との間に記載」を行った上、田字格を記載すること。
- 5 本紙に記載した事項に変更があったときは、更新前の記載事項を抹消するようにして正しく、その箇所に変更後事項を記入すること。

(15) 算序記事

記載心得

- 1 航海の概要欄には、出入した港の名称及び船長が必要と認める航路の概要を記載すること。
- 2 国内各港泊の名を記載する船舶にあっては、通常航海する航路が定まっている場合は、該航路の航行に就航する場合を除き、当該航路の概要を記載すれば足り、航海ごとに記載することを要しない。
- 3 港泊場所については、その事項は必ず海岸衛城をも記載すること。ただし、主たる操縦域が定めているときは、陸間に隣接して営むる港を除く。港名、港番号、測量点名、港の構造等、操縦域を構成する港の記載は、記載場所に記載することを要しない。

1. 本船は、船員施行規則第11条第2項号に掲ぐる場合その他の必要な場合に記載すること。  
2. 事務課には、「運航録並称帳」、「航行日誌」(「便帳」)と記すとすること。  
3. 記載欄には、当該航路に発生した事象(事故)及びその概要を記すこと。  
4. 船舶が16時まで、前章の規定により運動録並称の記入に赴かなかったときは、それを記入をすること。  
5. 船舶が航行規則第3条の規定による検査を行うことでできなかつたときは、それを記入をすること。  
6. 他に記入することをばらす場合に於て、記入欄に記入する氏名を記入すること。  
又、記入欄に記入する氏名が複数ある場合は記入する順番は、氏名の姓を記入すること。



第四号の二書式（第十五条関係）（日本産業規格  
A列4番）

第五号書式（第十六条の三関係）（日本産業規格  
A列4番）

第五号の二書式（第十六条の三関係）（日本産業規格  
規格A列3番）

第五号の二書式（第十五条関係）（日本産業規格A列4番）

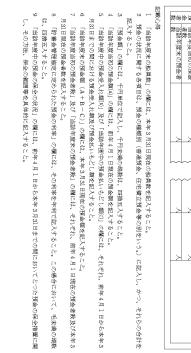
取 引 事 件 記 入 部 分	銀行取引契約申請書
年　月　日	
用	
申請者名	
住所	
被賃料額の額の変更により提出した航行に関する別紙規則等に記載を受 けたので、船舶所有の販売額の額の変更により申請します。	
記	
1 船名及び船籍年月日	
年　月　日	
2 航行区域の選択　　路	
3 航行の用途	
記入欄 申請者名には、「船名」又は「船舶所有者」と眞諦を附すこと。	

第五号書式（第十六条の三関係）（日本産業規格A列4番）

第五号書式（第十六条の三関係）（日本産業規格A列4番）	販賣業者登記認定書
年　月　日	
用	
申請者名	
住所	
被賃料額の額の変更により提出した航行に関する別紙規則等に記載を受 けたので、船舶所有の販売額の額の変更により申請します。	
記	
1 使用する船舶数　　人	
2 分割賃料の支入者数　　人	
3 航行の場所を記載するあるか名及び住所	
記入欄 申請者名には、「船名」又は「船舶所有者」と眞諦を附すること。	

第五号の二書式（第十六条の三関係）（日本産業規格A列3番）

第五号の二書式（第十六条の三関係）（日本産業規格A列3番）	船舶登録簿
年　月　日	
用	
申請者名	
住所	
被賃料額の額の変更により提出した航行に関する別紙規則等に記載を受 けたので、船舶所有の販売額の額の変更により申請します。	
記	
1 船名及び船籍年月日	
年　月　日	
2 航行区域の選択　　路	
3 航行の用途	
記入欄 申請者名には、「船名」又は「船舶所有者」と眞諦を附すこと。	



記載事項

- ① 借入者の情報、書類の種別と範囲及び区別欄は、該当するものを○で選択する。
- ② 一括請求の可否に□で選択する場合は、郵便番号、郵便局名、郵便番号・地名等を記入する。
- ③ 国際郵便料金又は国際郵便料金表の受け取るに該当する場合は、該選択肢を記入する。
- ④ 郵便局の郵便料金表及び料金表に記載されていない場合は、その他の郵便料金表を記入する。
- ⑤ 郵便局にて、次の事項を記載する。

  - 封入の場所、「新規用紙」、「社内封筒」、「子供用紙」の各入力欄に記入する。
  - 郵便局員及び郵便局員が郵便法第2条第3項に規定された郵便物の輸送・配達に従事する場合は、その封筒、又は郵便局員所持の取扱印を記入する。

- ⑥ 署名止印跡は、「新規用紙」、「社内封筒」、「子供用紙」の各入力欄に記入する。
- ⑦ 郵便局員が郵便物の封筒に記入する、海賊名を予想する場合は、該予想を記入する。
- ⑧ 他の郵便事項については、海賊名の記入欄を記入すること。

心臓外  
1 変更事項には、「駆逐」、「有資材庫の日数」、「導入期間」等と変更する事項の種類を、新旧版間に於ける変更の内容などを記載すること。  
2 故郷船、船舶の航路、航行区域等に於ける制限及び従事区域、三種の船舶種別等は正確の記載欄に、実施のものと記載すること。  
3 図面・断版説明書又は図面・断版説明書の交付を受けている日本船舶に於ては、見開き1枚に於ける記載欄に付記すること。  
4 他の象の事項については、「専用名葉及び導入(延)署」若者書の記載心得を照用すること。

- 3. 技能習得率などを算出する
- 4. 算出結果をもとに評価する
- 5. 会員登録の際に記入した個人情報をもとに、会員を登録させる方法及び体験登録の際に記入した個人情報をもとに会員登録情報を登録する

3番) 第七号書式 削除  
第八号書式(第十九条関係)(日本産業規格A列)

第九号書式（第二十二条関係）（日本産業規格A  
列3番）

第十号書式（第二十三條関係）（日本産業規格A  
列3番）

第1号(様式)(第二回各項) (日本書院出版部販売課) (平成2年1月版)	
提出用紙	
一 般 請 求 用 球 領 事 申 請 書	
方の名前と性別	年 月 日
主な被扶養者の扶養状況(年齢)	
姓 名	年齢
性 別	性別(男)(女)
居 所	住所(郵便番号)
申 請	申名(略称)
扶養料金の請求額に對する「提出用紙の使用料」の徴収 はござりません。	
① 請求に記載の扶養状況	
② 請求に記載の扶養状況	

対象となる船体の状況には、船名、船体番号、総トン数、航行区域又は荷物積込及び荷役区域、用途並びに主機の出力について記載すること。

第十一号書式（第二十四条関係）（日本産業規格  
A列4番）

1. 組織者有りの在り及び不在確認、申請者が組織所有者であるときは、会員登録することなし。
2. 開催場所にて開催地確認するとき、又は及び開催期間を複数の複数に開催場所を引くこと。
3. 実行委員会にて実行委員会を認定するとき、委員会名、会員名、会員登録及び会員登録確認書、執行会員登録確認書、会員登録確認書の提出書類にて開催地確認するとき、開催場所を引くこと。
4. 國際・国内競争大会又は国際・国内競争大会の開催権を交換するたびに日本本部会員登録については、組合・団体会員登録による開催権を認定するとき。
5. 選手退出時に開催地を確認するとき、会員登録に関する確認、前記を引くこと。
6. その他、開催地の確認においては、個人・団体・集団登録及び開催地の認定（更新）（更新）の開催地の確認を含むことを。（更新）

第十二号書式（第二十九条関係）（日本産業規格  
A列4番）

社員登録	入力	部員手帳交付申請書
		年月日
概要		
ふりがな 申請者名 (C) 国際化記号を希望する。)		
性別( ) 年月日生		
本籍 現住所		
郵便手帳の交付を受けたいので、部員手帳交付規則第26条の規定により申請します。		
記		
<p>1 部員所有者の住所及び氏名又は名称</p> <p>2 以前に郵便手帳を受領していた者について、その郵便手帳番号</p>		

記載心得

- 1 部員カードへの姓氏併記を希望する場合は、□にレ点を付し、氏と名の間に括弧を付した上で、旧姓を記載すること。
- 2 外国人にあっては、「本籍」にかえ、その「国籍」を記載すること。

第十三号書式（第三十一条関係）（日本産業規格  
A列4番）

郵便手帳式(第三十一条関係)(日本産業規格A列4番)	
□	郵便手帳 打正申請書
□	年月日
記	
申請者氏名 現在所	
郵便手帳の交付を受けたいので、郵便法施行規則第15条の規定により申請します。	
1 郵便手帳番号	
2 在先を受けようとする事項□ 田代押印を希望する。) 名 姓 印	
3 打正を必要とする理由	

記載心得  
1 在先を受取について打正を申請するときは、新住所にふりがなを付すること。なお、別住所を受取する場合は、□に○を付し、氏名の横に記入を行なうことで、別住所を記載すること。  
2 打正を必要とする場合は、丁寧な月日(西暦)と記載すること。  
3 駐宅地番付印に対して申請するときは、駻宅印紙をはなうこと。

第十四号書式（第三十三條、第三十四条関係）（日本産業規格  
A列4番）

郵便手帳交付(書換文)申請書	
□	年月日
記	
ふりがな 申請者氏名 性別( ) 年月日生	
本籍 現在所	
郵便手帳の交付(書換文)を受けたいので、郵便法施行規則第32条(第34条)の規定により申請します。	
記	
1 郵便手帳番号	
2 郵便手帳所有者の住所及び氏名は作成	
3 再交付(書換文)を受けるよと申出事由	

記載心得  
1 先に郵便手帳においてお控え印記されている場合は、申請者氏名の氏名の間に括弧を付して上部に印記を記載すること。  
2 田代押印を希望する場合は、□に○を付し、氏名の横に記入すること。  
3 再交付を受けるよとする事項には、原郵便手帳が破損し、又は消失した年月日、場所及び状況を記載すること。  
4 駻宅地番付印に対して申請するときは、駻宅印紙をはなうこと。

第十五号書式（第三十三條関係）（日本産業規格  
A列4番）

郵便手帳交付届出書(事実証明付書)	
郵便手帳番号及び年號	記
記	
郵便手帳の所有者 新住所 新住所の記入欄 郵便手帳の所有者 新住所 新住所の記入欄 郵便手帳の所有者 新住所 新住所の記入欄	
届入年月日及く届入地 年月日 新住所(姓名、番地、丁目、番号)の備記 新住所(姓名、番地、丁目、番号)の備記 新住所(姓名、番地、丁目、番号)の備記 新住所(姓名、番地、丁目、番号)の備記 新住所(姓名、番地、丁目、番号)の備記	
記	
1 原郵便手帳は、駆入地の所有者に交付し、 変更につながる事項あるときは、変更者にその年月日及び変更による新住所 の記入欄に記入すること。 2 その他の事項は、駆入(署名)、駆出(署名)に記入すること。 3 本件の場合は、駆入(署名)、駆出(署名)に記入すること。 4 駆出(駆出地名)の記入欄に記入すること。	

記載心得

1 原郵便手帳は、駆入地の所有者に交付し、  
変更につながる事項あるときは、変更者にその年月日及び変更による新住所  
の記入欄に記入すること。

2 その他の事項は、駆入(署名)、駆出(署名)に記入すること。

3 本件の場合は、駆入(署名)、駆出(署名)に記入すること。

4 駆出(駆出地名)の記入欄に記入すること。

第十六号書式（第三十八条関係）（日本産業規格  
A列4番）

郵便手帳式(第三十八条関係)	
(万葉録) 第一 和員手帳	
Marine's Pocket Ledger	
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (地方運輸局等各局)	
Japan	
記	
写	真
真	裏
裏	記

在留登録番号 (登録番号) Name (surname)		登録日 (登録日) Date (登録日)
本籍地 Nationality		在留種別 Visa Type
生年月日 Date of birth		年 Month 日 Year 月 日 年 Month 日 Year
(住所)  年 月 日交付(年 月 日)まで有効 (Valid until: Issued on: _____)		
<p>このビザの期限は、交付したときから1年間有効です。</p> <p>したがって、渡航中にこの期間が経過する場合には、その範囲内に滞在するまで、なお有効と見なされます。</p> <p>This Pecher's Lodge shall be valid at the expiration of the term of 1 year from the issue, or while the bearer remains abroad, upon the bearer's return to Japan after the lapse of the said term.</p> <p>このビザの期限は、交付したときから1年間有効です。この範囲内に滞在するまで、なお有効と見なされています。</p> <p>The former course of the bearer may be stated in Table 3 under the national legislation of Japan.</p>		

(+) (+)		其能者
被照看者 shokusanreiyou.com		被照看者 shokusanreiyou.com
被照看の行為が結果として必要な事項を制限する事項、被照看者の行動範囲 Instruction(Pt) or unfit for look-out duties, limitations for service at sea, etc.) by doctor		
参考: Remarks		
年月日 Date of issue		
有効期限 Expiry date Date from which it is valid		
被照看の状況 Situation of below on this certificate		
被照看者及び医療機関の住所と印鑑 Signature of doctor, address and stamp of the hospital		
履 历 保 持 The participle for certificate of competency etc.		
被照看者として登録された資格 Type and number of certificate of competency 登録番号 Number of record 登録の他の資格の種類 Type and number of other certificates		
登録の他の資格の名前と識別番号 Name and identification number 登録の学校等 Name and school, etc. for		
登録の学校等の名前と識別番号 Name and identification number 登録の学校等 Name and school, etc. for		

(+/-)

備考

- 船員手帳の大きさは、縦10.5cm、横15cmとする。
- 貴紙は、船員（外国人に交付する船員手帳にあつては、船員）とし、「船員手帳」の文字を全文で表示する。
- 第三項は、淡彩色印刷とする。
- 外国人に交付する船員手帳にあつては、第四表中「10年間」を「5年間」と、「10 years」を「5years」とする。

**How to enter**

agreement, etc., can be entered.  
Table 8 (The particulars for holiday)  
1 When the holder of this pocket ledger is granted holiday, this table shall be entered by the shipowner.

<sup>2</sup> When the holiday has been granted or the allowance for compensatory holiday has been paid within the basic working period, the holder of this pocket ledger shall confirm the contents entered.

Table 9 (The particulars for annual leave with pay)  
1 If the holder of this pocket ledger is granted annual leave with pay, this table

2 When the annual leave with pay is over, the holder of this pocket ledger shall be entered by the shipowner.

3 In the column of "Number of days", the number of days except holidays in accordance

It is now the holder of this position, subject to disbandment or otherwise, when granted annual leave with pay shall be entered.

In case the amount of basic pay and allowances is unchanged or reduced, basic wage, allowance and food allowance are paid instead of annual leave with pay being granted, in the column of "Period of granted annual leave with pay", the amount

of annual leave with pay to be granted and the amount of the payment shall be entered.

Table 10 (The particulars for working as reserved mariner)  
1 When the holder of this pocket ledger begins or ends working as reserved mariner,

2 In the column of "Articles", in case of beginning, the details of duty (ex-

"Waiting at home", "Waiting orders", "Equipping a ship", etc.) shall be entered, and in case of end, the reason (ex. "Embarkation on (name of ship)", "Retired", etc.).

Table 11 (The particulars for seafarers insurance)

2 When the holder of this pocket ledger insures for seafarers' insurance, "Seafarers' Insurance No.", "Ancient, new month" and "Class" for "Consolidated names", will

3 When the consolidated wages changes, "Consolidated wages" and "Changed date" "Changed date" shall be entered.

4 When the holder of this pocket ledger forfeits seafarers insurance, "Forfeited"

Table 12 (The particulars for industrial accident compensation insurance)

This table shall be entered by the shipowner.  
Table 13 (The particulars for employment insurance)

1 This table shall be entered by the shipowner.

2 When the holder of this pocket ledger leaves employment insurance, "the insured" or "the insured" shall be entered.

3 When the holder of this pocket ledger forfeits employment insurance, "Forfeited" shall be entered.

**Table 14, Table 15 and Table 16 (Medical Certificates)**

1 The medical certificate issued by you must be listed in Article 21 of the Regulation for the Enforcement of Retiree Law.

17 The (Particulars for certificate of competency etc.) and Table 18 (Note by the holder of this pocket ledger)

17 The (Particulars for certificate of competency etc.) and Table 18 (Note by the holder of this pocket ledger)

17 The (Particulars for certificate of competency etc.) and Table 18 (Note by the holder of this pocket ledger)

2 You need this pocket ledger to record notification of entries or exits or the termination of the articles of agreement, etc., and to apply for a job. Additionally, it is the evidence of your experience of managing yourself and your dependents.

3 When your name, nationality or date of birth specified in this pocket ledger is changed or fixed, return it to the "Office of Retiree Services".

4 If you lose this pocket ledger, or you cannot use it because of wear, to write, stamp, and other reasons, your photograph in table 2 proved not to be recognizable, or if you do not want to use it any more, you may, as soon as possible, apply to have a new one made "a pocket ledger instead or a new photograph be supplied in table 2.

5 If you leave employment insurance, you must inform us when you apply for a job. Additionally, it is the evidence of your experience of managing yourself and your dependents.

6 If you leave employment insurance, you must inform us if you have no consciousness, disability, etc. or do not carry out legal punishment, you may be subject to applicable legal punishment.

7 If you leave employment insurance, you shall keep this pocket ledger from the master, and when you dismiss, you shall return this pocket ledger from the master.

8 However you have a question about the certification of entering the articles of agreement, the certificate of competency etc., you can seek "the Office of Retiree Services" etc.

9 "the Office of Retiree Services" means the Branch of the Retiree Transport Bureau, the Branch of the Retiree Transport Bureau, or the Office of the Retiree Transport Bureau, or the Office of the Retiree Transport Bureau, or the office of the city, town or village office in charge of legal procedures prescribed in Retiree Law.

規格 A 列 4 番) 第十六号の二書式 (第三十九条関係) (日本産業

は い 入 紙	郵便手帳登録事項印明申告書
	年　月　日
地方運輸局長 運輸局長印	
規	
申　請　者　氏　名	
現　住　所	
別紙の郵便手帳登録事項について前項を受けていたので、郵便法施行規則第39条の規定により提出します。	
記	
1 説明を受けようとする事項の記載されている郵便手帳の番号及び交付年月日	
記	
2 説明者の通報	
記	
3 説明書の回収	

第十六号の三書式（第四十二条関係）

第十六号の三の二書式（第四十二条の九の二関係）（日本産業規格A列4番）

第十六号の四書式（第四十二条の十関係）（日本）  
産業規格A列4番)

**第十六号の四の一書式（第四十二条の十三関係）  
（日本産業規格A列4番）**

- 1 分割組合加入者数等は、当該協定を締結した分掛組合の加入者数又は負員の過半数で構成する当掛組合がない場合において協定協定を締結した者が代表する負員の数を記載すること。
- 2 分掛組合の会員名等は、当該協定を締結した分掛組合の会員又は負員の過半数で構成する少掛組合がいない場合において負員の過半数を代表する者の会員名及び社住所並に其の方法を記載すること。

記載心得  
 1 確定の種類は、該当するものを○で覆すこと。  
 2 労働組合加入者数等は、当該確定を開始した労働組合の加入者数又は前回の選挙結果で算出する労働組合がない場合において当該確定を開始した者の

が代表する船員の数を記載すること。  
3. 労働組合の名簿等は、当該規定を継続した労働組合の名称又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において船員の過半数を代表する者の氏名及び仕業並に誕生日を記載すること。

# 規格 A 列 3 番) 第十六号の六書式 (第四十八条関係) (日本産業

第十七号書式（第六十七条関係）（日本産業規格  
A列4番）

1. 「月送風情」、「日暮舟」、「冬光舟」、「船水船」、「船船船」、「ひき船」等の船を記載すること、  
2. 船歌詩又は作舟歌詩には、「葉舟歌一千葉船」、「櫻門内舟」等と記載すること、  
3. 著者名には、「一葉舟歌士」、「櫻門舟」等と記載すること。

The image shows the front side of an identification card for a Mariners' Labor Inspector. The card is rectangular with a white background and a black border. At the top left, it says '第十八号書式(第七十二条関係)' and at the top right, '(縦5.5cm 横8.5cm)'. In the center, the title '船員労務官證明書' (Identification Card of Mariners' Labor Inspector) is printed above 'Identification Card of Mariners' Labor Inspector'. Below the title, there are fields for '第 号 年 月 日交付' (Number, Year, Month, Date of Issue). To the right of these fields is 'No.' and 'Issued on :'. In the bottom right corner, there is a box containing '官氏 Name' (Name) and '国土交通省 国土交通省印' (Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Japan). The bottom of the card features the text '國土交通省' and 'Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Japan'.

(二)

和泉法(持)

第107条 船員務務官は、必要があると認めるときは、船員所有者、且もその他の関係者に舟函を出しに命じ、船舶書類を提出せしめ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の場所に立ち入り、船舶書類指の他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員、且もその他の関係者に質問をすることができる。

船員務務官は、必要があると認めらるときは、旅客その他の船舶にあわる者に質問をすることができる。

前2項の場合には、其の身分を示す證明を拂し、関係者に指示しなければならない。

第1項又は第2項の規定によることなく立入検査の権限は、定期検査のために認めたものと解釈してはならない。

第108条 船員務務官は、この法律、労働基準法及びこの法律に基づいて定むる命令の適用の範囲について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を执行する。

第108条の2 船員務務官は、第107条第1項に規定する場合において、船舶の航船の安全を確保するため緊急の必要があると認めるとときは、長所に付する国土交通大臣の権限を御用にを行うことができる。

第133条(8)

次の各号のいずれかが該当する場合には、其當該受託した者は、30万円以下の罰金に処する。

五 第107条第1項の規定による検査に因るに伴はずつ、報告書を偽造せしめ、若しくは虚偽の記載をした船舶書類を提出し、報告せしめ、若しくは虚偽の報告書をし、立入り若しくは検査を名ひ、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し対処せしめ、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第十九号書式（第七十三条關係）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------

1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9
10	10	10	10
11	11	11	11
12	12	12	12
13	13	13	13
14	14	14	14
15	15	15	15
16	16	16	16
17	17	17	17
18	18	18	18
19	19	19	19
20	20	20	20
21	21	21	21
22	22	22	22
23	23	23	23
24	24	24	24
25	25	25	25
26	26	26	26
27	27	27	27
28	28	28	28
29	29	29	29
30	30	30	30
31	31	31	31
32	32	32	32
33	33	33	33
34	34	34	34
35	35	35	35
36	36	36	36
37	37	37	37
38	38	38	38
39	39	39	39
40	40	40	40
41	41	41	41
42	42	42	42
43	43	43	43
44	44	44	44
45	45	45	45
46	46	46	46
47	47	47	47
48	48	48	48
49	49	49	49
50	50	50	50
51	51	51	51
52	52	52	52
53	53	53	53
54	54	54	54
55	55	55	55
56	56	56	56
57	57	57	57
58	58	58	58
59	59	59	59
60	60	60	60
61	61	61	61
62	62	62	62
63	63	63	63
64	64	64	64
65	65	65	65
66	66	66	66
67	67	67	67
68	68	68	68
69	69	69	69
70	70	70	70
71	71	71	71
72	72	72	72
73	73	73	73
74	74	74	74
75	75	75	75
76	76	76	76
77	77	77	77
78	78	78	78
79	79	79	79
80	80	80	80
81	81	81	81
82	82	82	82
83	83	83	83
84	84	84	84
85	85	85	85
86	86	86	86
87	87	87	87
88	88	88	88
89	89	89	89
90	90	90	90
91	91	91	91
92	92	92	92
93	93	93	93
94	94	94	94
95	95	95	95
96	96	96	96
97	97	97	97
98	98	98	98
99	99	99	99
100	100	100	100

第二十号書式（第七十三条関係）（日本産業規格  
A列4番）

主たる勤員の労務管理を行う事務所	船舶所有者(本社)						
所在地:	住所(所在地): (電話)						
名称:	氏名(名称)						
担当者氏名	當時使用する勤員数						
発生年月日	年月日	船員の年齢	職 性 別	第・女	職名	国籍	日本人・外国人
②船舶の用途	総トン数	トン	③船舶名	在用乗員数 人			
④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
(1) 災害発生場所							
(2) 災害発生時の作業							
(3) 灾害発生の要因(Ⅰ気象・海象 Ⅱ船舶・船内設備、機器等 Ⅲ作業行動、船内における作業環境)							

主たる勤員の労務管理を行う事務所	船舶所有者(本社)						
所在地:	住所(所在地): (電話)						
名称:	氏名(名称)						
担当者氏名	當時使用する勤員数						
発生年月日	年月日	船員の年齢	職 性 別	第・女	職名	国籍	日本人・外国人
②船舶の用途	総トン数	トン	③船舶名	在用乗員数 人			
④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
(1) 災害発生場所							
(2) 災害発生時の作業							
(3) 灾害発生の要因(Ⅰ気象・海象 Ⅱ船舶・船内設備、機器等 Ⅲ作業行動、船内における作業環境)							

第二十号書式(第七十三条関係)(日本産業規格A列4番)  
災害疾病発生状況報告書( 年4月1日から 年3月31日まで)【①災害・疾病】

地方運輸局長 殿  
運輸監理部長

年月日提出							
主たる勤員の労務管理を行う事務所	船舶所有者(本社)						
所在地:	住所(所在地): (電話)						
名称:	氏名(名称)						
担当者氏名	當時使用する勤員数						
発生年月日	年月日	船員の年齢	職 性 別	第・女	職名	国籍	日本人・外国人
②船舶の用途	総トン数	トン	③船舶名	在用乗員数 人			
④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
(1) 災害発生場所							
(2) 災害発生時の作業							
(3) 灾害発生の要因(Ⅰ気象・海象 Ⅱ船舶・船内設備、機器等 Ⅲ作業行動、船内における作業環境)							

ん			
末			
④) 発生した災害の内容			
⑤) 災害を防止するために講じた措置又は講じようとする措置			
⑥) 休業日数	日	⑦) 身体障害	⑧) 下船・退職等

## 記載心得

1. 前年1月1日から当年3月31日までに、船舶内及び船上作業に際して船舶と密接した場所で発生した災害・疾病のため、発生日を含む48時間以上休業した船員(死亡し又は行方不明となつた者を含む。)について記載し、4月末までに提出すること。
2. 灾害と疾病的別に区分し、それぞれ別欄に記載すること。(①)災害・疾病欄は、記載した災害又は疾病のうちいずれか該当するものを記載すること。
3. ②の欄には、旅客船、貨物船、油詰船、乾専用船、ひき船、漁船等の別(船舶にあつては、従事する事業の種類(例えば、まぐろはえ船等)、かつお一本づり、突捕等を含む。)を記載すること。
4. ③の欄には、旅客船、半潜水船、火災、水没、流氷等を記載し、傷害名が明確な場合は、下脚、腹痛等主な症状を記載すること。
5. ④の欄には、てんのうの欄(2)の災害発生時の事業に従事していた人を記載すること。
6. ⑤の欄には、次の方へハガキでの規定に従って記載すること。ただし、疾病的原因については、それが明白な場合を除き、記載すること。

とを要しない。

- イ 1)には、主機整備、クレーン装置操作、荒天準備、消防訓練、漁獲物の冷凍処理等の災害発生時に船員が従事していた作業の様態について記載し、作業に従事していない場合は、「作業時間外」と記載すること。  
 ロ 3)の欄から5)の欄までは、災害発生の要因となったものの全てについて記載すること。また、1)から5)までの事項に、どのような不安全又は有害な状況があったのか詳細に記載すること。  
 ハ 3)欄の「作業行動」は、船員の動作、作業手順、並びに保護具、命綱、脱落防止用器具、作業着衣及び作業衣の使用その他の作業の実態に係る行動について記載し、「作業環境」は、船内作業の設備、機械、器具、用具等の整備及び整いとの状態並びに換気、採光、照明、温度、騒音、振動その他の作業場所における環境について記載すること。  
 7)の欄には、災害・疾病のため船員に従事することができなかつた日数(休業日を含む)、なお、治療中であつて医師の診断により見込み数が明らかな場合はその日数とする。)を記載すること。ただし、死亡又は行方不明の場合にはその旨を記載することを要しない。  
 8) ⑦の欄には、疾病的状況(後付に荷役表に定める健害があるときはその程度及び番号を、存しないときはその旨を記載し、死亡(即死のみならず、傷病が原因で死亡した者を含む。)又は行方不明の場合はその旨を記載すること。ただし、提出時に傷病がなおつていいときはあつて、傷病の程度が明らかでない場合が、本欄に記載することを要しない。この場合において、傷病の程度が明らかになつたときは運送など別にその旨を報告すること。(書式は任免令とする。)  
 9) ⑧の欄には、療養のため下船した場合は「下船」と、傷病がなおる以前に退職した場合は「退職」と、治療のため外洋下船し、又は入院した場合はその地名及びその旨を記載すること。

**第二十二号書式(第七十七条の二の三関係) 第二十二号書式(第七十七条の二の三関係)削除**

**本産業規格A列4番**

第二十二号書式(第七十七条の二の三関係)(日本語英語併記A列4番) (※日本語 4行記入、半角英字で記入する。又は右記のFCC規則第15部第101条の規則による記入) 船舶所有者登録証
年月日
申請者名 住所
船舶所有者の登録を受けるかのうで、船舶法施行規則第7条の2の規定の規定により見込み数が明らかな場合はその日数とする。
登録料金 登録料金
船舶登録番号 登録番号
登録船名 登録船名
船舶種別 船舶種別
船舶登録 船舶登録
その他 その他
※記入欄
1. 本定を充てようとする船舶の区分(欄)には、該当するものを○で埋むこと。 2. 船舶登録番号に定める健害があるときはその程度及び番号を記載すること。 3. 船舶登録番号に定める疾病等に該当した場合は該当の欄に記載すること。 4. 本欄に記載する場合は、記載する旨を書類をもつて該該及び当該者に認取ること。 5. その他の必要な事項を記載すること。 6. 本欄に印記すること。

第二十二号の二書式(第七十七条の二の三関係)(FCC規則第15部第101条の規則による記入) License No._____
Date _____
CERTIFICATE OF PROPERNESS for Being Fitting port of navigation with (1) engineering work, (2) maintenance work (機械工作) _____ This is to certificate with request of FCC's certification, to the following: MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN _____
_____ (60ミリメートル)

**第二十一号の二書式(第七十七条の二の三関係)**

第二十二号の三書式（第七十七条の六関係）（日）  
第二十二号の四書式（第七十七条の六関係）

第二十二回 佐藤、セイヒトとアーヴィングの会話（日本書院文庫別冊 第1号）		原題名 著者名 翻訳者名 出版社名 出版年月
佐藤次郎著歌川国芳画作説明書		
年 月 日		
中古書店記入欄		
店 舟		
免責書を除く他の書籍の販売を行っており、本物品は専門書店による販売の対象外です。ただし、本商品は3段階に分けて販売する場合を除く。他の商品と一緒に購入されることはあります。		
取扱い番号 番 号		
販売を受けた人名 (店舗名)、甲標 (書籍や化粧品)、 販売区分		
甲標 (書籍や化粧品)、 乙標 (書籍や化粧品)、 丙標 (書籍や化粧品)、 丁標 (書籍や化粧品)		
取扱い店名		
販買した者の名前		
※		

1. 認定を受けようとする資格の区分の欄には、該当するものを○で選択すること。
2. 痕跡履歴の欄には、認定に必要な痕跡履歴及び証名した説明を記載すること。

平成動物類等取扱業者（石油）、耕作地免耕栽培取扱業者（液体化農業用肥料）及び平成動物類等取扱業者（液体化農業用肥料）の認定を申請する場合は、該業者の登録番号を記入すること。

3. 請認認證の名前等の欄には、認定に応じて記載した揮管群の名前及び年月日を記入すること。

4. 単欄には記載しないこと。

第二号の認定書(第十七条の六第一項) (申請者欄へ記入)	
Licence No. _____	
Certified by _____	
Valid until _____	
CERTIFICATE OF PROFICIENCY for Person engaged with responsibility for handling dangerous and other substances	
_____ (署名・氏名)	
Seafarer qualified in accordance with paragraph of qualification and paragraph of regulation of regulations of STCW convention as a person engaged with responsibility for handling dangerous and other substances, referred to herein, subject to the ITC Code.	
MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN	
100-001-4-1-6	

## 第二十二号の五書式（第七十七条の七関係）（日本産業規格A列4番）

記載内容

- 1 許可の更新を受けようとする貴賓の区分及び延滞番号の欄には、該台車のもので御み、延滞番号を記載すること。
- 2 乗組船種の欄には、更新のために必要な免税保険及び船名を記載すること。
- 3 諸般規則等の欄には、更新に必要な修了した貴賓の渡航の名称、修了月日を記載すること。
- 4 免税は控除しないこと。

## 第二十一号の六書式（第七十七条の十一関係） （日本産業規格A列4番）

記載の場

1. 許定を受けようとする資格の区分の欄には、該当するものを○で囲うこと。
2. 乗組航路の欄には、認定に必要な乗組履歴及び資本した隸名を記載すこと。
3. 試験履歴等の欄には、認定に必要な各試験の履歴の名称、修了月日を記載すること。
4. 本欄には記載しないこと。

第一十一号の七書式（第七十七条の十一関係）

第一十一号の八書式（第七十七条の十一関係）

第一十二号書式（第七十八条の三関係）

第十二号の八書式（第十七条の二の四）(日本産業規格A列4番)	
<p>Licence No. Certified on Place of issue CERIFICATE OF PROFICIENCY for Person assigned with responsibilities for the ship's operation in the specific sea areas N.O. セーフティ Surface safety officer in accordance with the paragraph of STCW convention as adopted, as in the annex of ship's operating regulations issued by the MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM JAPAN 06.01.2013 / 1.0</p>	

第十二号の八書式（第十七条の二の四）(日本産業規格A列4番)	
<p>年月日</p> <p>船舶運航監督官認定書申請書</p> <p>船舶運航監督官認定書の発給の要請を受けたので、本責任者にて 該船舶の運航監査の要請に付随する。</p> <p>船員登録番号</p> <p>登記船名をせりふう ドリセイヨウボウセイ 登記船種</p> <p>船種</p> <p>登記地</p> <p>船籍國</p> <p>該船舶の船籍等</p> <p>*</p>	

第十二号の八書式（第十七条の二の四）(日本産業規格A列4番)	
<p>PERIODIC INSPECTION CARD</p> <p>Per State Owner Name _____ Black &amp; Decker This is to certify that the Government Agent at the port of inspection has issued to L.E.S. Saitama Corporation, 300-1, Kurokawa-cho, Minami-ku, Saitama City, Saitama Prefecture, Japan on March 2006, a certificate of proficiency for the following crew member: Name _____ Position _____ Nationality _____ Date _____ Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Japan Disserted by _____</p>	